# 抗アレルギー薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課 (平成31年4月)

2013年4月~2018年3月調剤分(2013年5月~2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、抗アレルギー薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai\_doukou\_topics\_h31\_04-2.xls)

#### 目次

#### P2~4 集計対象、集計方法などについて

- P5~9 抗アレルギー薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P10~15 アレルギー用点眼剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P16~21 アレルギー用耳鼻科用剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P22~27 抗ヒスタミン薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P28~33 抗トロンボキサン薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P34~39 抗ロイコトリエン薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P40~45 メディエーター遊離抑制薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P46~51 外用ステロイドの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P52~67 抗アレルギー薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて
- P68~75 抗アレルギー薬の投薬日数の分布について
- P76~78 抗アレルギー薬の薬剤種類数の分布について
- P79 詳細データについて

#### 集計対象、集計方法などについて

#### (1)集計対象

2013年4月~2018年3月調剤分(2013年5月~2018年4月審査分)の調剤レセプト

#### (2)集計方法

- ① 抗アレルギー薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬 価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別(※1、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)(※2で除し、処方箋 1枚当たり薬剤料を算出。
- ③ 抗アレルギー薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 抗アレルギー薬の種類毎に、投薬日数(※3の分布及び推移を算出。
- ⑤ 調剤された医薬品の薬剤種類数<sup>(※4,5</sup>の分布の推移を算出<sup>(※6</sup>。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。
- ※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部の種類の0歳以上20歳未満の値を合計して1つの年齢階級としている。
- ※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。
- ※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。
- ※4 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。
- ※5 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。
- ※6 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

#### 集計対象、集計方法などについて

#### (3) 抗アレルギー薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
アレルギー用点眼剤	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がアズレンスルホン酸ナトリウム水和物、アンレキサノクス、イブジラスト、グリチルリチン酸ニカリウム、クロモグリク酸ナトリウム、ケトチフェンフマル酸塩、トラニラスト、ペミロラストカリウム、エピナスチン塩酸塩、レボカバスチン塩酸塩、アシタザノラスト水和物、オロパタジン塩酸塩のいずれかに該当するもの
アレルギー用耳鼻科用剤	○ 薬効中分類132に該当する医薬品のうち、一般名がアンレキサノクス、クロモグリク酸ナトリウム、ケトチフェンフマル酸塩、ベクロメタゾンプロピオン酸エステル、モメタゾンフランカルボン酸エステル、フルチカゾンプロピオン酸エステル、レボカバスチン塩酸塩、フルチカゾンフランカルボン酸エステル、デキサメタゾンシペシル酸エステルのいずれかに該当するもの
抗ヒスタミン薬	〇 薬効中分類441に該当する医薬品
	○ 薬効中分類449に該当する医薬品のうち、一般名がアゼラスチン塩酸塩、オキサトミド、ケトチフェンフマル酸塩、エメダスチンフマル酸塩、エピナスチン塩酸塩、エバスチン、セチリジン塩酸塩、ベポタスチンベシル酸塩、フェキソフェナジン塩酸塩、オロパタジン塩酸塩、ロラタジン、レボセチリジン塩酸塩、フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン配合剤、デスロラタジン、ビラスチン、ルパタジンフマル酸塩のいずれかに該当するもの
抗トロンボキサン薬	〇 薬効中分類449に該当する医薬品のうち、一般名がオザグレル塩酸塩水和物、セラトロダスト、ラマトロバンのいずれかに該当するもの
抗ロイコトリエン薬	○ 薬効中分類449に該当する医薬品のうち、一般名がプランルカスト水和物、ザフィルルカスト、モンテルカストナトリウムのいずれかに該当 するもの
メディエーター遊離抑制薬	○ 薬効中分類449に該当する医薬品のうち、一般名がアンレキサノクス、イブジラスト、クロモグリク酸ナトリウム、トラニラスト、レピリナスト、ペミロラストカリウムのいずれかに該当するもの
その他	〇 薬効中分類449に該当する医薬品のうち、一般名がアレルゲンエキス、スプラタストトシル酸塩のいずれかに該当するもの
外用ステロイド	○ 薬効中分類264に該当する医薬品のうち、一般名がアムシノニド、アルクロメタゾンプロピオン酸エステル、クロベタゾールプロピオン酸エステル、クロベタゾン酪酸エステル、ジフルコルトロン吉草酸エステル、ジフルプレドナート、ジフロラゾン酢酸エステル、デキサメタゾン、デキサメタゾン・脱脂大豆乾留タール、デキサメタゾン吉草酸エステル、デキサメタゾンプロピオン酸エステル、トリアムシノロンアセトニド、ヒドロコルチゾン・クロタミトン、ヒドロコルチゾン酪酸エステル、酪酸プロピオン酸ヒドロコルチゾン、フルオシノニド、フルオシノロンアセトニド、フルドロキシコルチド、プレドニゾロン、プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステル、ベクロメタゾンプロピオン酸エステル、ベタメタゾン吉草酸エステル、ベタメタゾンジプロピオン酸エステル、デプロドンプロピオン酸エステル、ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル、モメタゾンフランカルボン酸エステル、プレドニゾロンファルネシル酸エステルのいずれかに該当するもの
外用その他	○ 薬効中分類264に該当する医薬品のうち、一般名がウフェナマート、グリチルレチン酸、クロタミトン、ジフェンヒドラミン、ジフェンヒドラミンラウリル硫酸塩、ベンダザックのいずれかに該当するもの

- ※ 上記の分類により、内用薬は「抗ヒスタミン薬」から「その他」に分類されている。
- ※ 値の欠損を考慮して、抗トロンボキサン薬は0歳以上20歳未満を一つの年齢階級としている。

#### 集計対象、集計方法などについて

#### (4)処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

 $N_i$ : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N: 全国の処方箋枚数(受付回数)

 $a_{ij}$ : 各都道府県の年齢階級 i、薬剤種類 j の処方箋 1枚当たり薬剤料

 $A_{ij}$ : 全国の年齢階級 i、薬剤種類j の処方箋1枚当たり薬剤料

#### (年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

=(仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$=\frac{\left(\sum_{i,j}N_{i} \cdot a_{ij}\right)}{N}$$

#### (地域差指数(年齢調整後))

$$=rac{(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)}{(全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料)}=rac{\left(\Sigma_{i,j}N_i^*a_{ij}
ight)/N}{\left(\Sigma_{i,j}N_i^*A_{ij}
ight)/N}=rac{\Sigma_{i,j}N_i^*a_{ij}}{\Sigma_{i,j}N_i^*A_{ij}}$$
 (薬剤種類 $j=k$ については $=rac{\Sigma_iN_i^*a_{ik}}{\Sigma_iN_i^*A_{ik}}$ )

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 / の寄与度(年齢調整後))

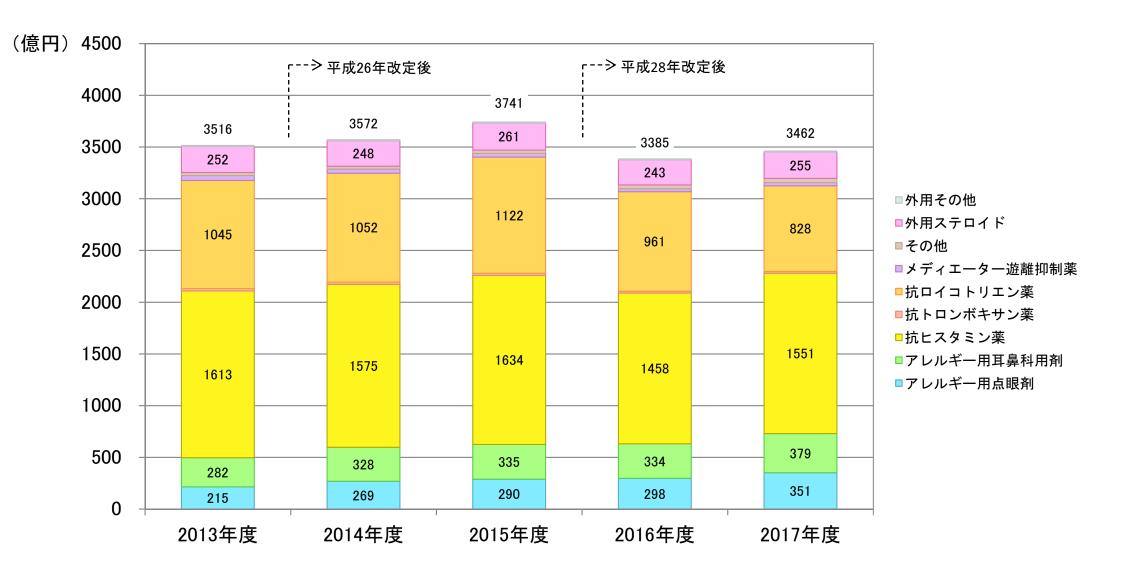
$$=\frac{\left(\sum_{i}N_{i} \cdot a_{ij} - \sum_{i}N_{i} \cdot A_{ij}\right)}{\sum_{i,j}N_{i} \cdot A_{ij}}$$

#### (5)注意事項

- ・次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- · 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれて いない。詳細は、厚生労働省HPにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

# 抗アレルギー薬の薬剤料の推移

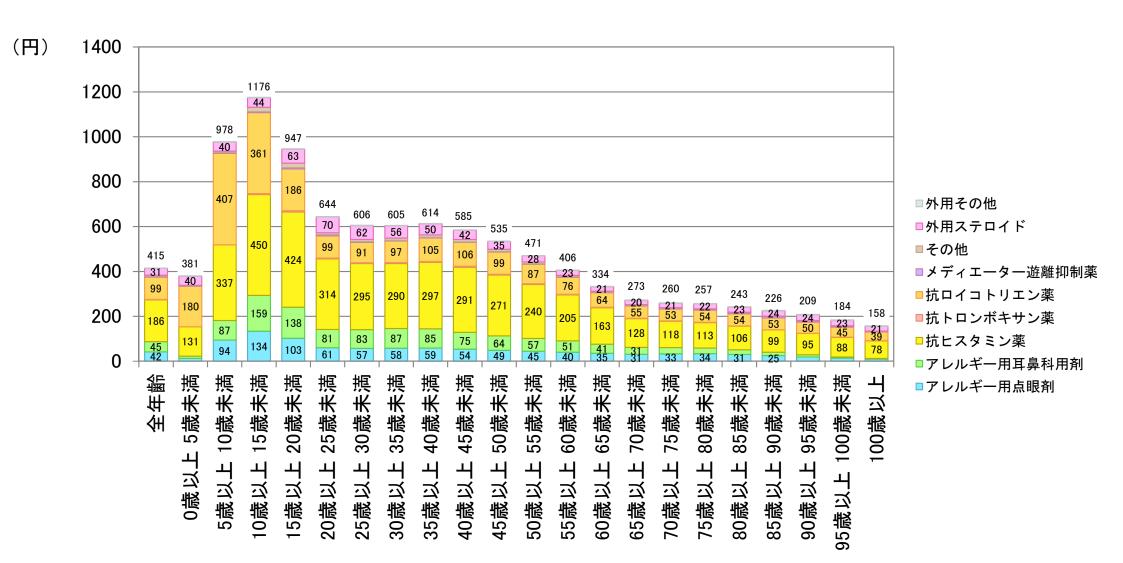
○ 2013年度以降の抗アレルギー薬の薬剤料は、上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

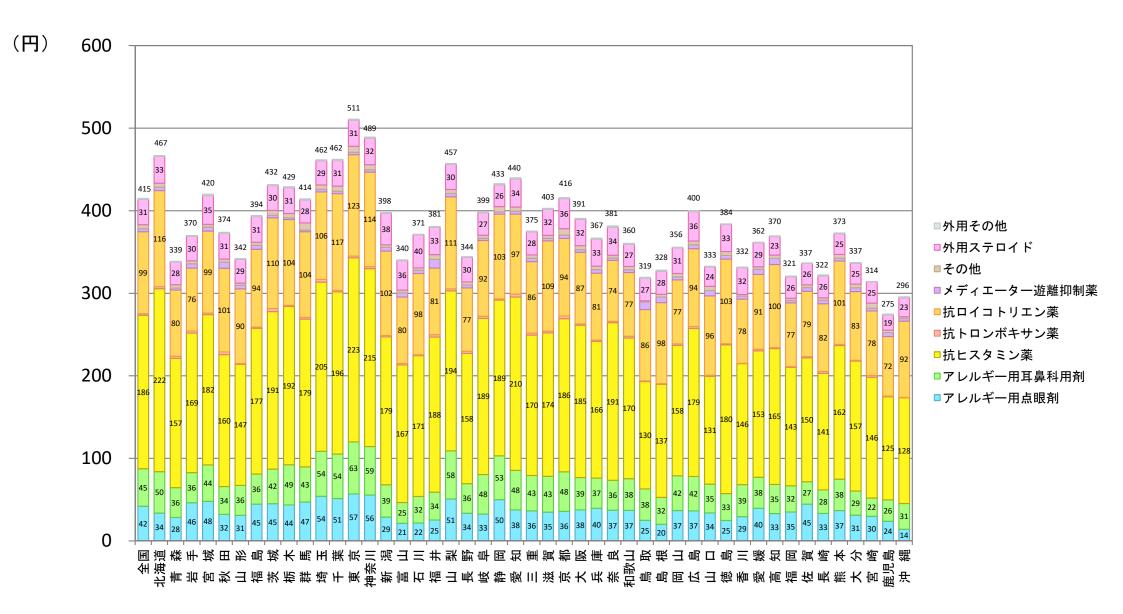
#### 年齢階級別処方箋1枚当たり抗アレルギー薬の薬剤料(2017年度)

〇 処方箋1枚当たり抗アレルギー薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、ほとんどの種類で10歳以上15 ¦ 歳未満前後がピークとなっている。外用ステロイドは、20歳以上40歳未満が高くなっている。



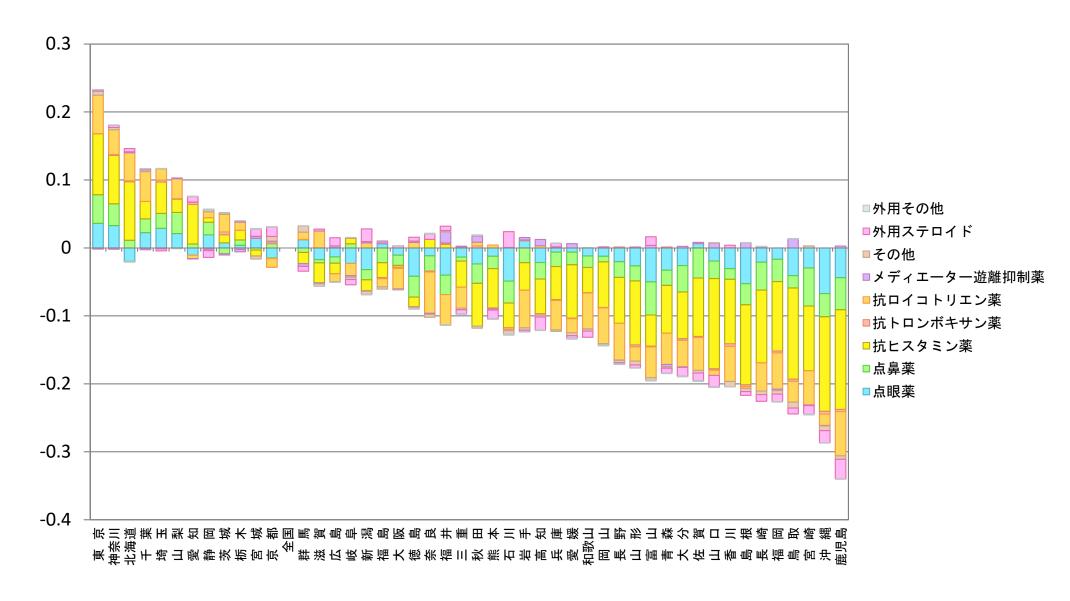
- 注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗アレルギー薬の薬剤料(2017年度)



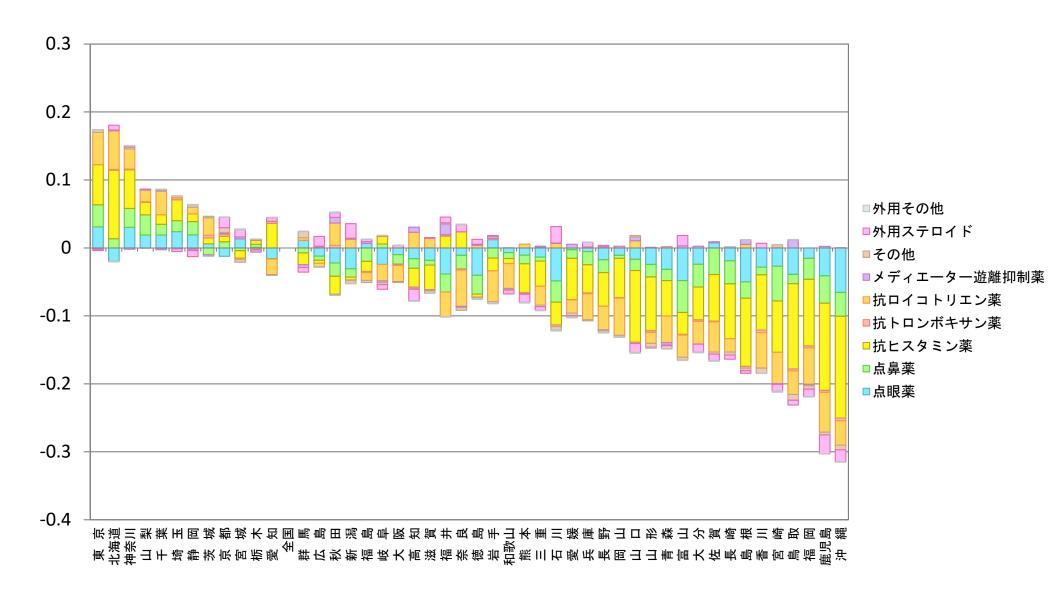
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗アレルギー薬の薬剤料の 地域差指数(年齢調整前)の薬剤種類別の寄与度(2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

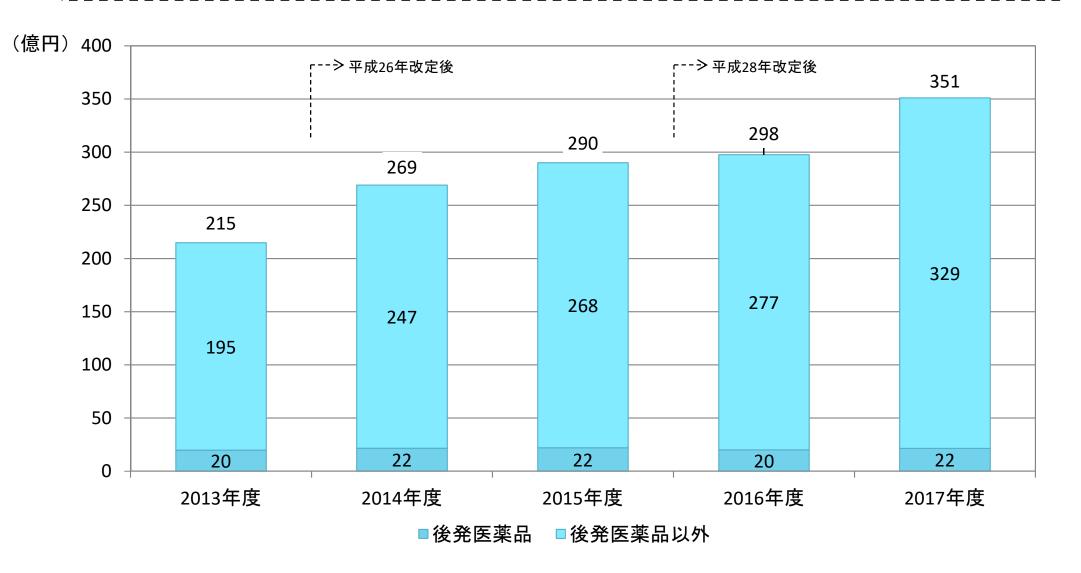
# 都道府県別処方箋1枚当たり抗アレルギー薬の薬剤料の 地域差指数(年齢調整後)の薬剤種類別の寄与度(2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) -1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

# アレルギー用点眼剤の薬剤料の推移

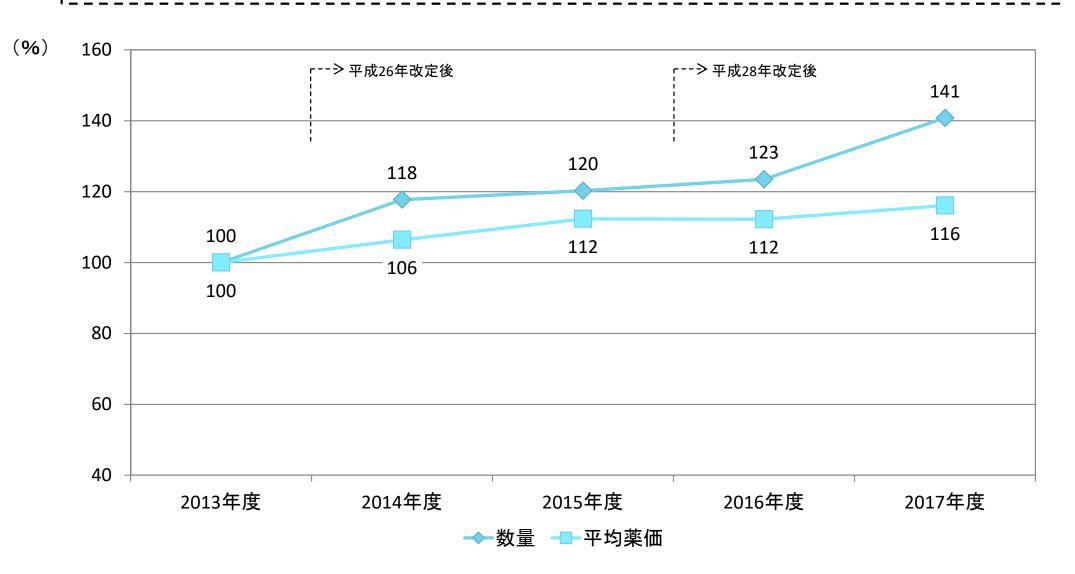
○ 2013年度以降のアレルギー用点眼剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむね一定であり、全体としては増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

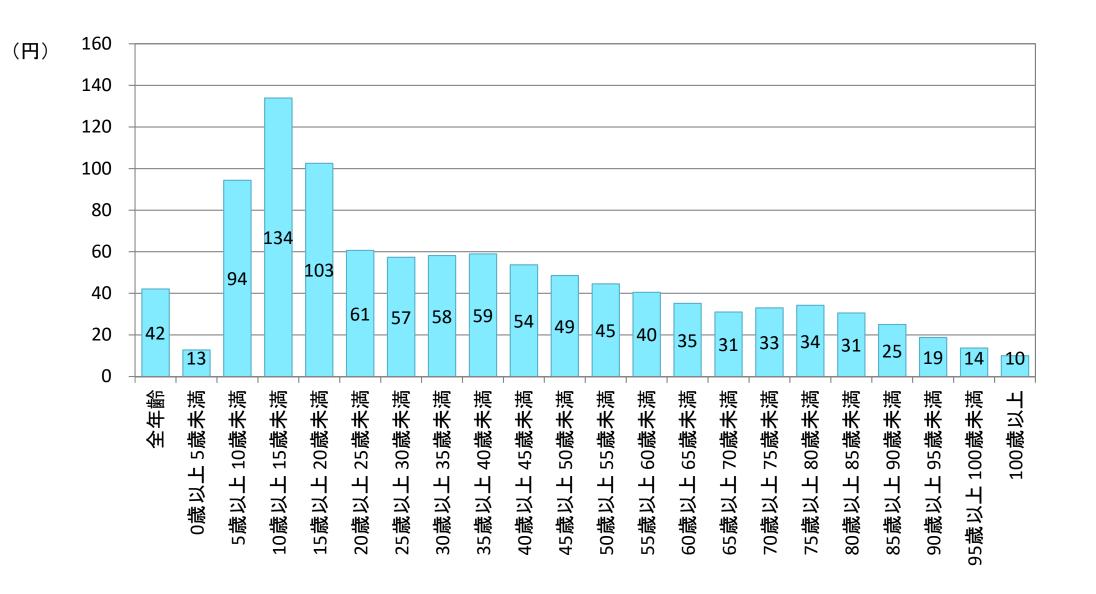
#### アレルギー用点眼剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のアレルギー用点眼剤の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも上昇傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

### 年齢階級別処方箋1枚当たりアレルギー用点眼剤の薬剤料(2017年度)

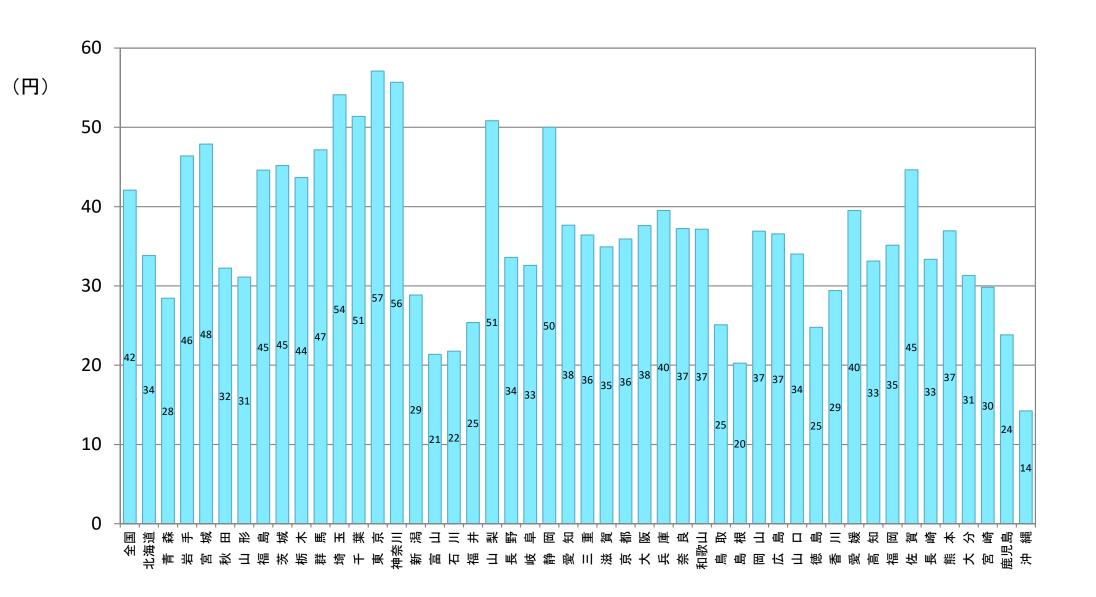


注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

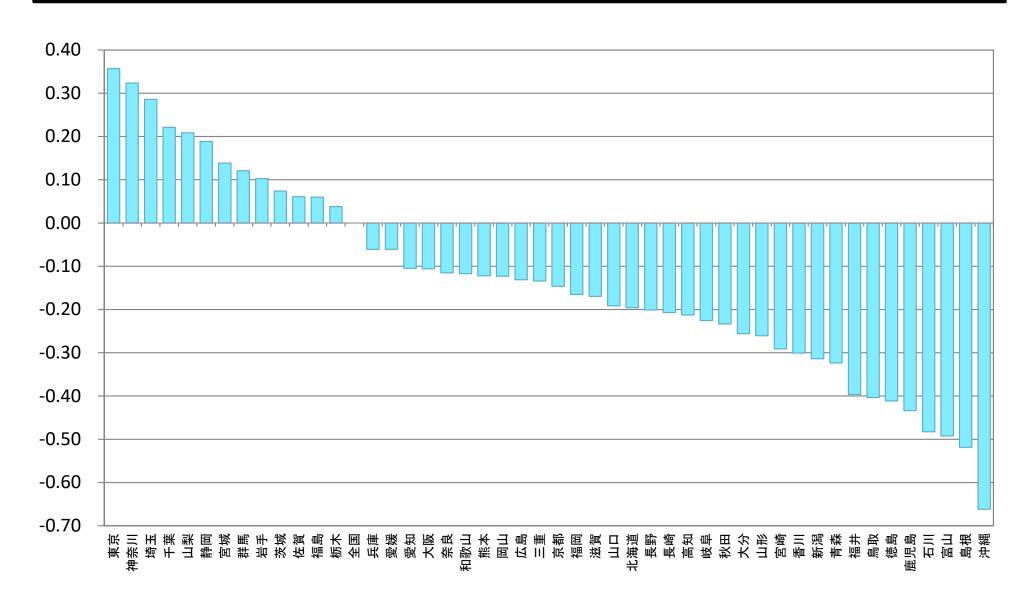
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりアレルギー用点眼剤の薬剤料(2017年度)



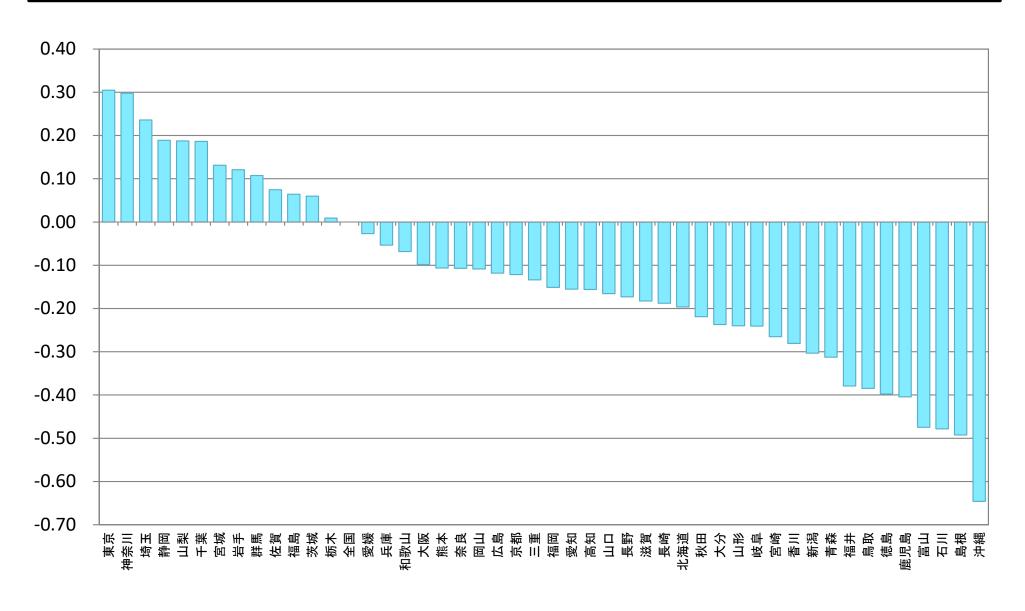
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりアレルギー用点眼剤の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

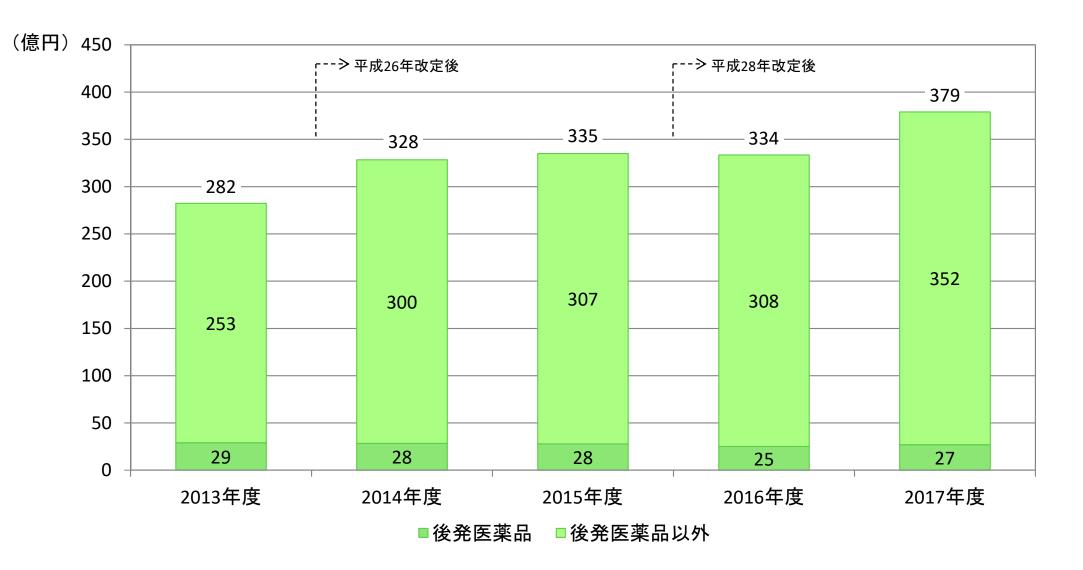
# 都道府県別処方箋1枚当たりアレルギー用点眼剤の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

# アレルギー用耳鼻科用剤の薬剤料の推移

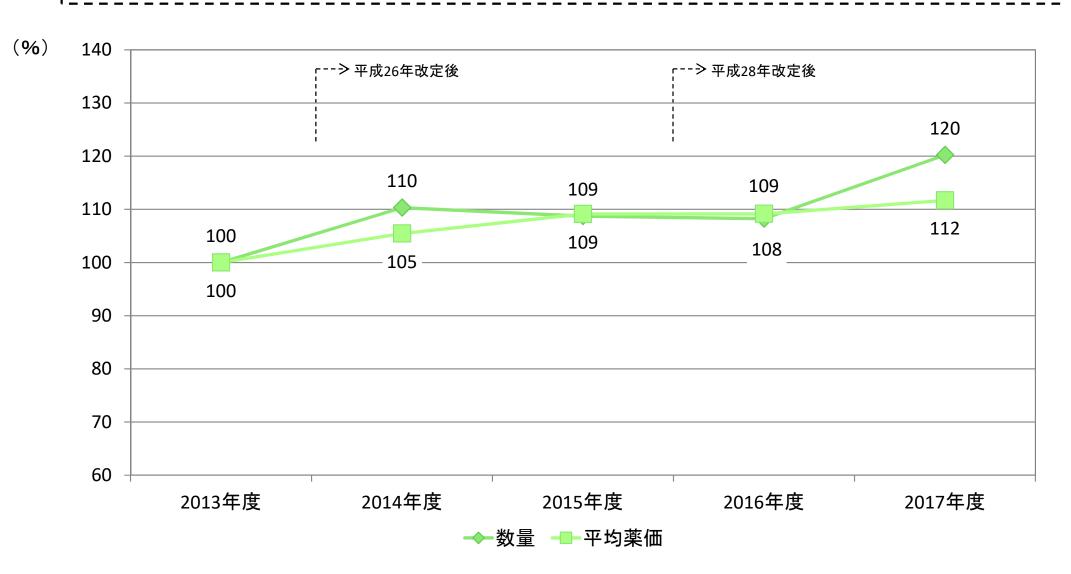
〇 2013年度以降のアレルギー用耳鼻科用剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむねー 定であり、全体としては増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

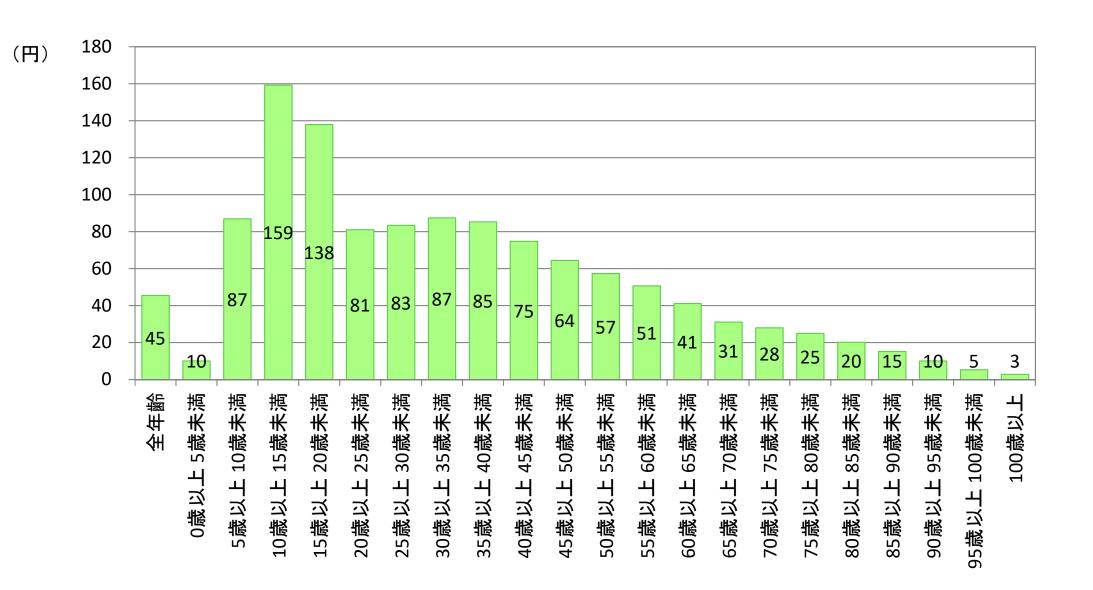
# アレルギー用耳鼻科用剤の数量と平均薬価の推移

O 2013年度以降のアレルギー用耳鼻科用剤の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも上昇傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

### 年齢階級別処方箋1枚当たりアレルギー用耳鼻科用剤の薬剤料(2017年度)

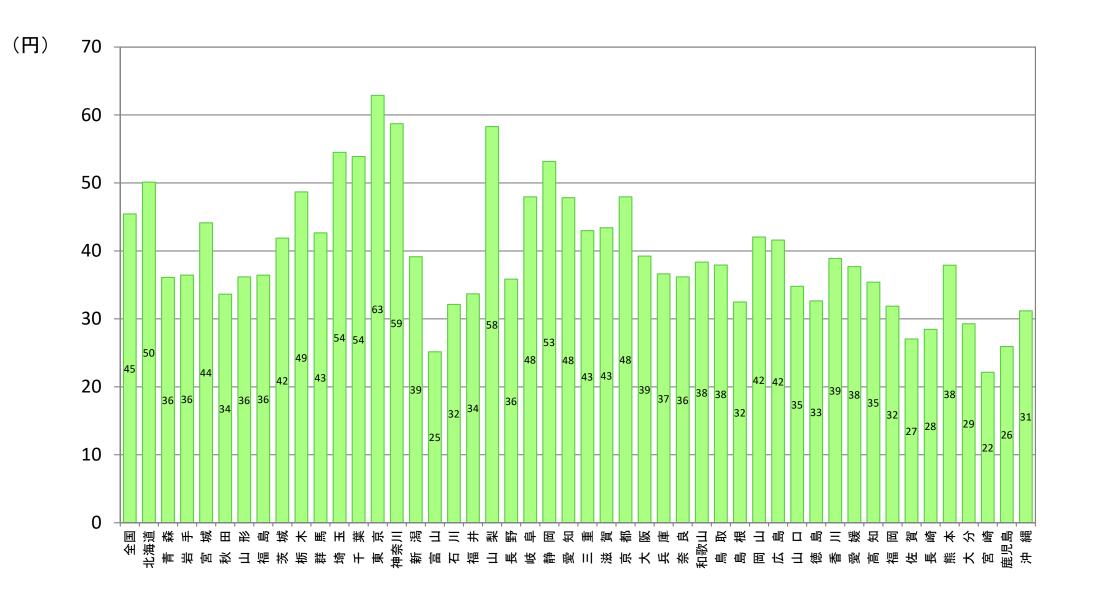


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

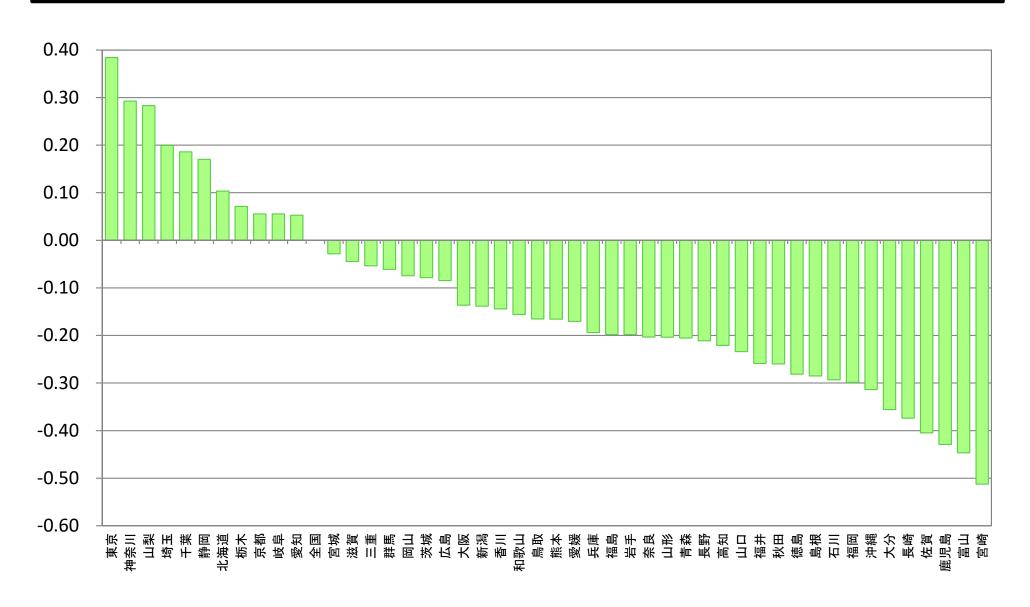
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりアレルギー用耳鼻科用剤の薬剤料(2017年度)



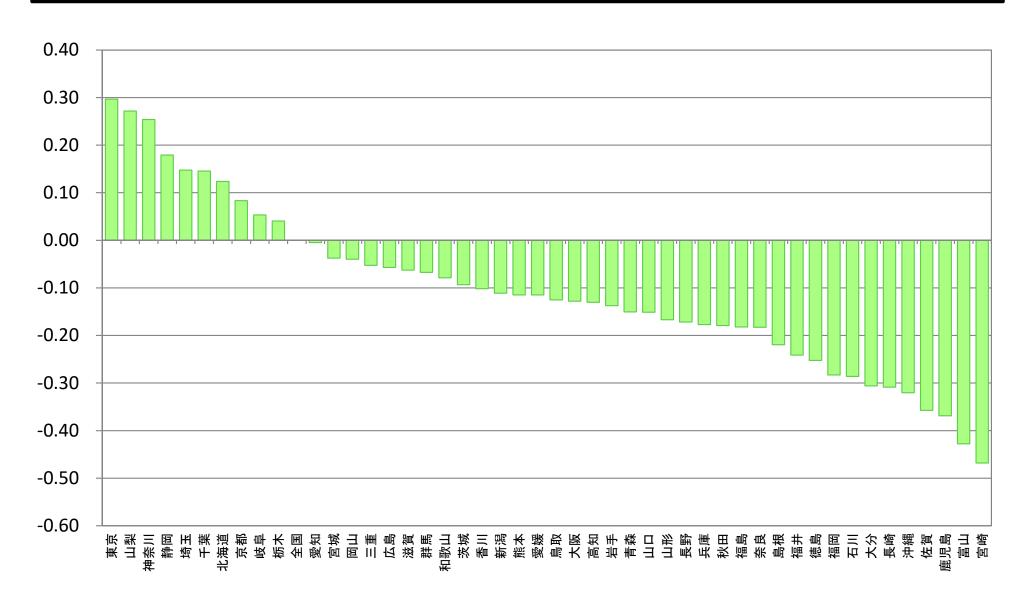
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりアレルギー用耳鼻科用剤の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

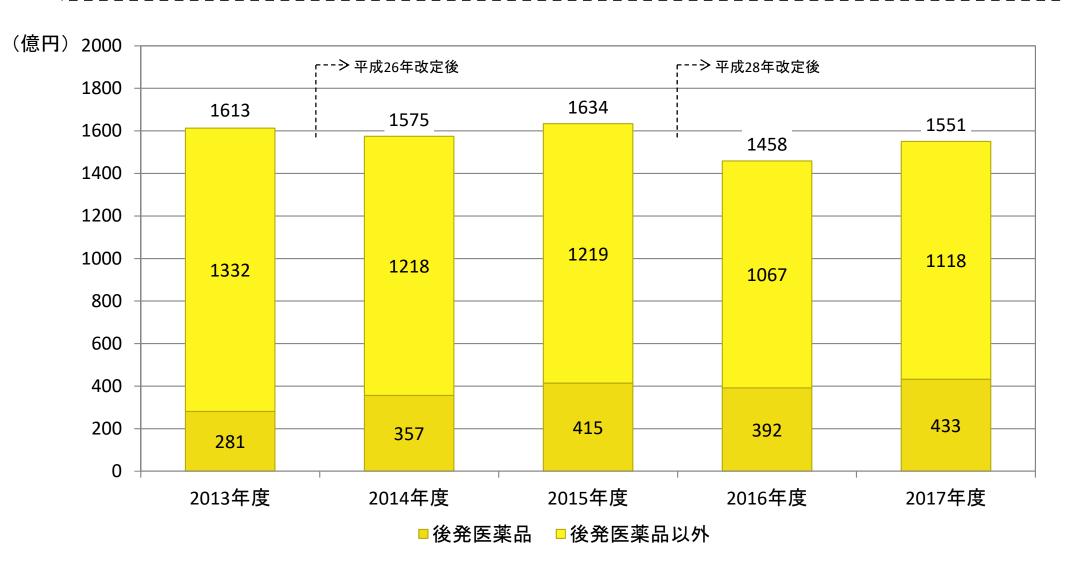
# 都道府県別処方箋1枚当たりアレルギー用耳鼻科用剤の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

#### 抗ヒスタミン薬の薬剤料の推移

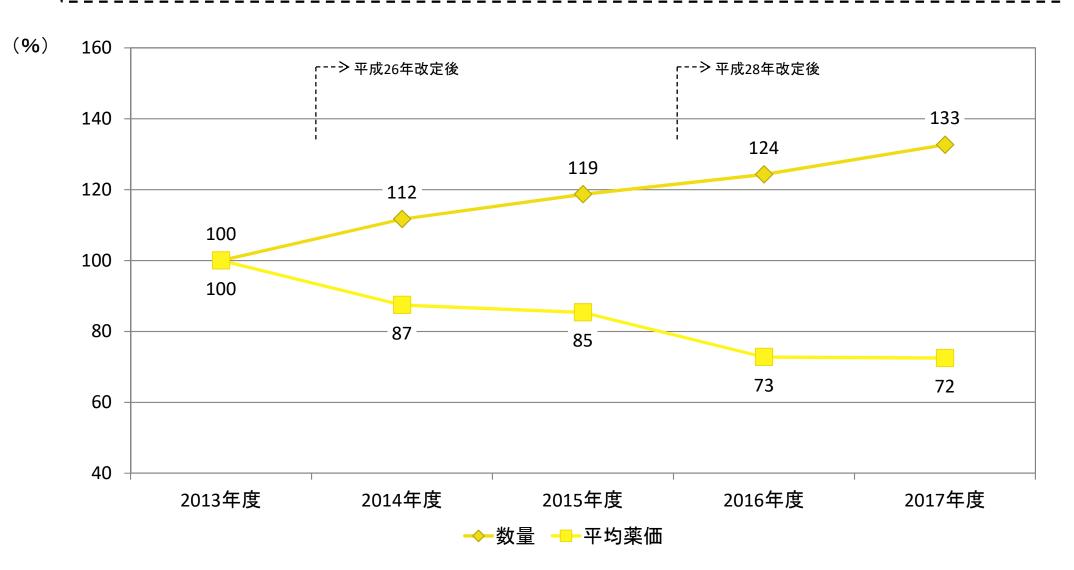
〇 2013年度以降の抗ヒスタミン薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品どちらも上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

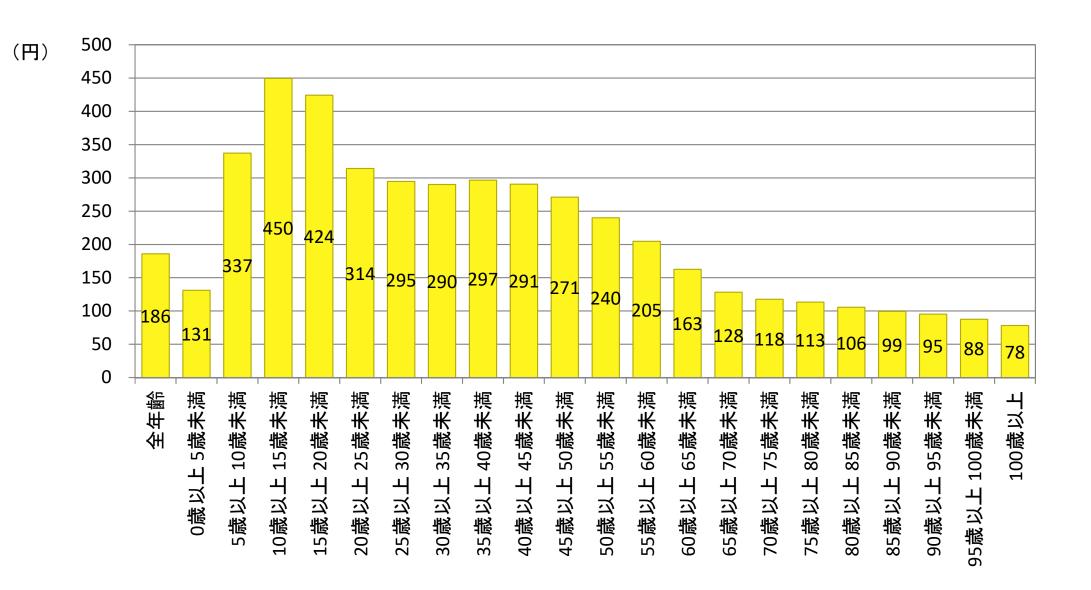
#### 抗ヒスタミン薬の数量と平均薬価の推移

〇 2013年度以降の抗ヒスタミン薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

#### 年齢階級別処方箋1枚当たり抗ヒスタミン薬の薬剤料(2017年度)

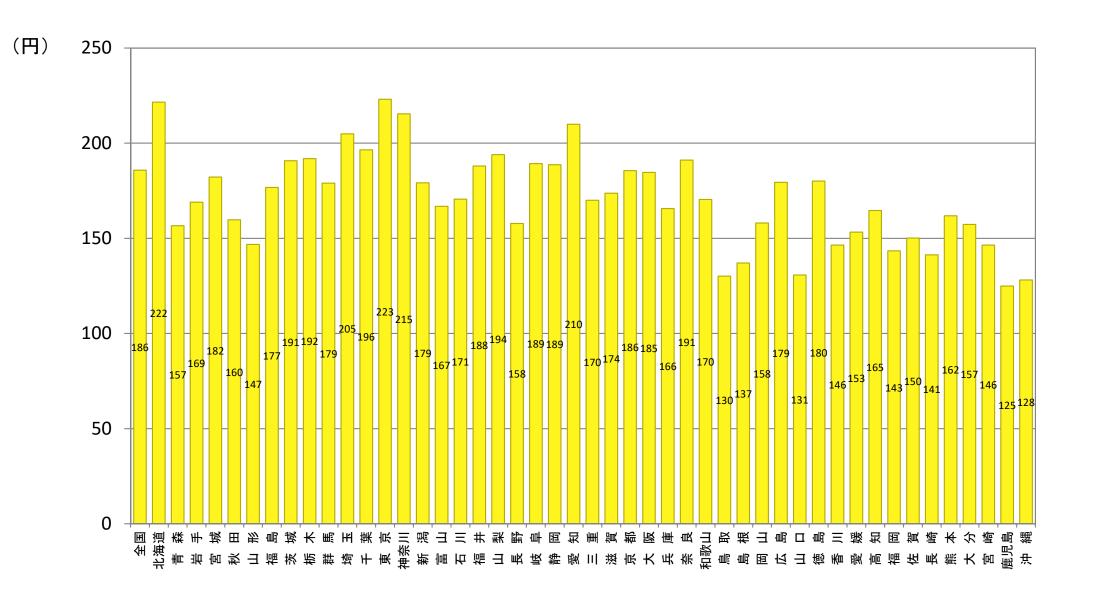


注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

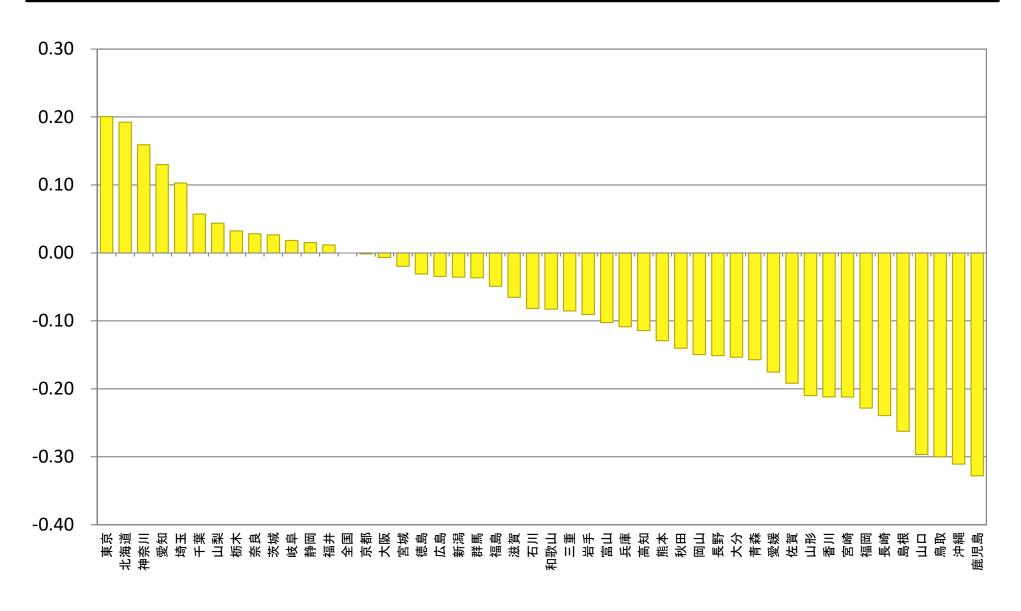
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗ヒスタミン薬の薬剤料(2017年度)



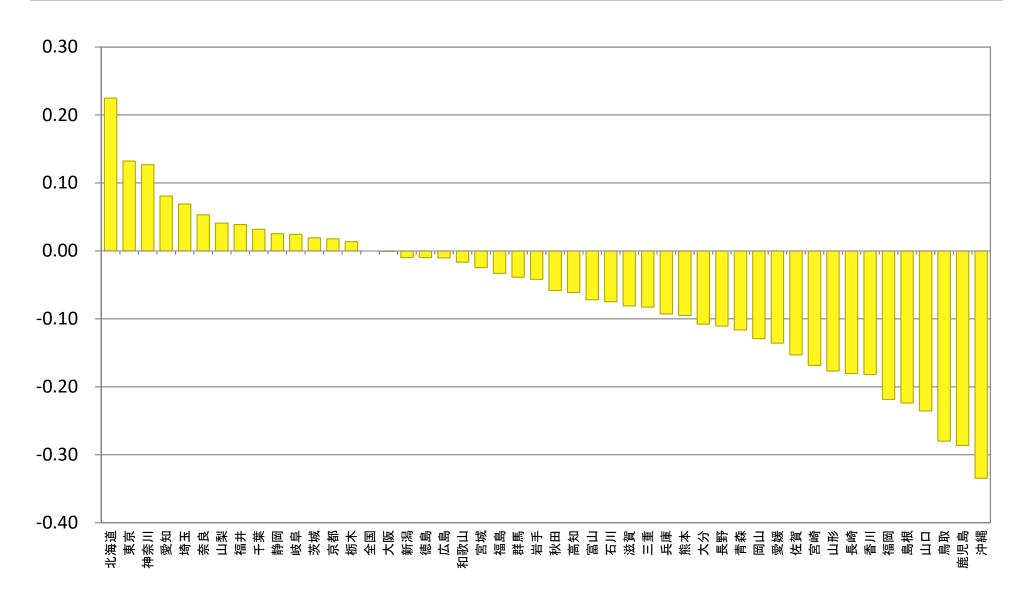
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たり抗ヒスタミン薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

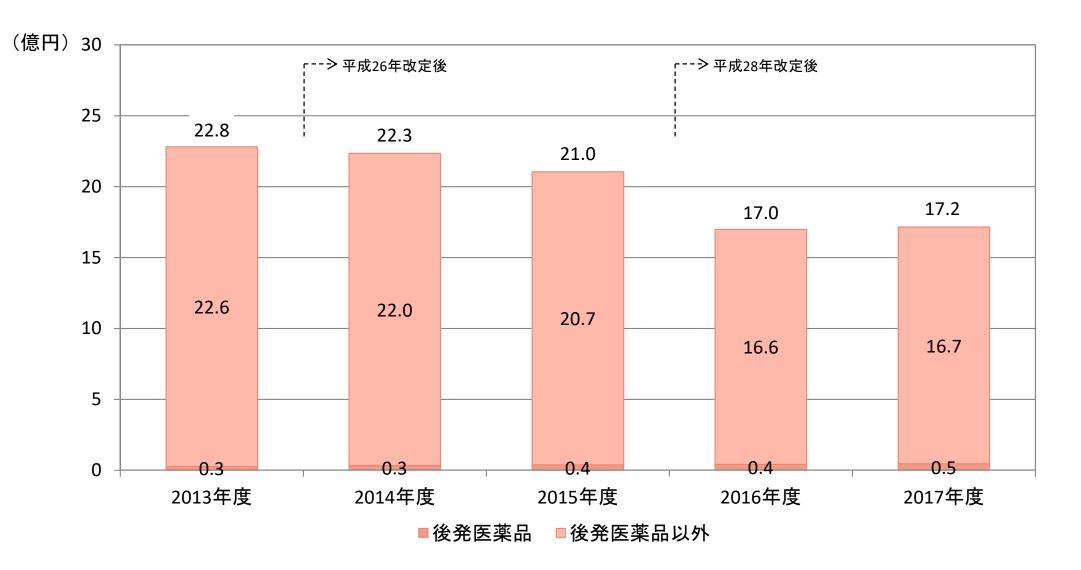
# 都道府県別処方箋1枚当たり抗ヒスタミン薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

### 抗トロンボキサン薬の薬剤料の推移

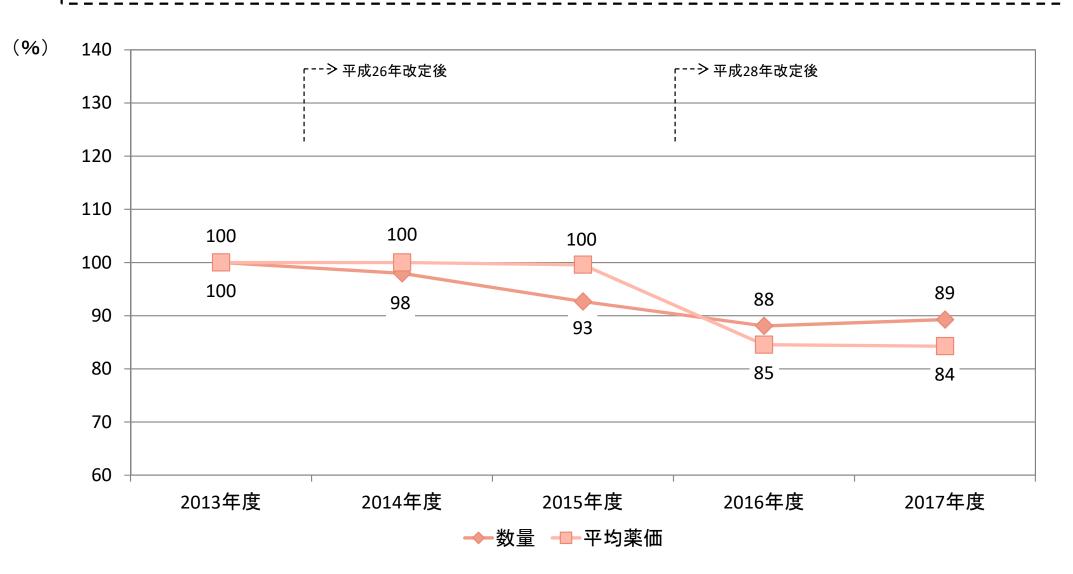
〇 2013年度以降の抗トロンボキサン薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむね一定であり、全体としてはやや減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

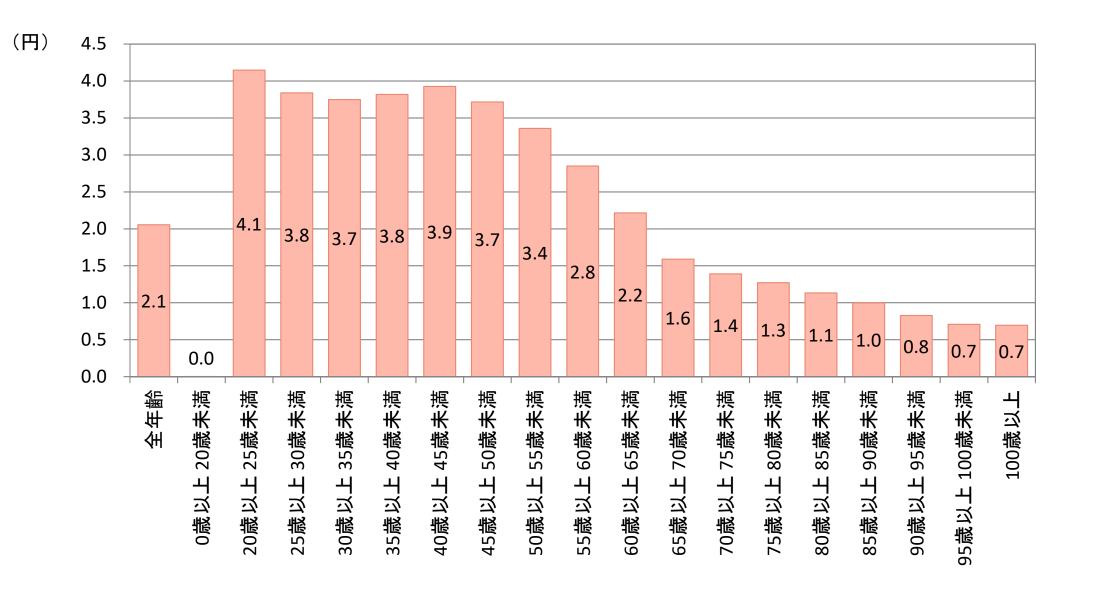
#### 抗トロンボキサン薬の数量と平均薬価の推移

O 2013年度以降の抗トロンボキサン薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも減少傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

### 年齢階級別処方箋1枚当たり抗トロンボキサン薬の薬剤料(2017年度)

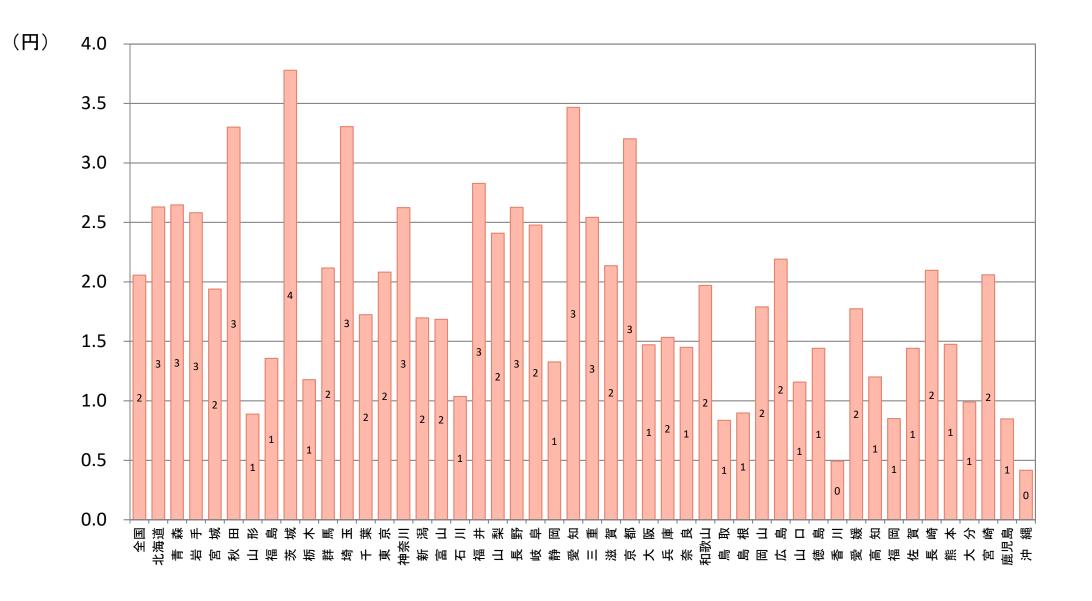


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

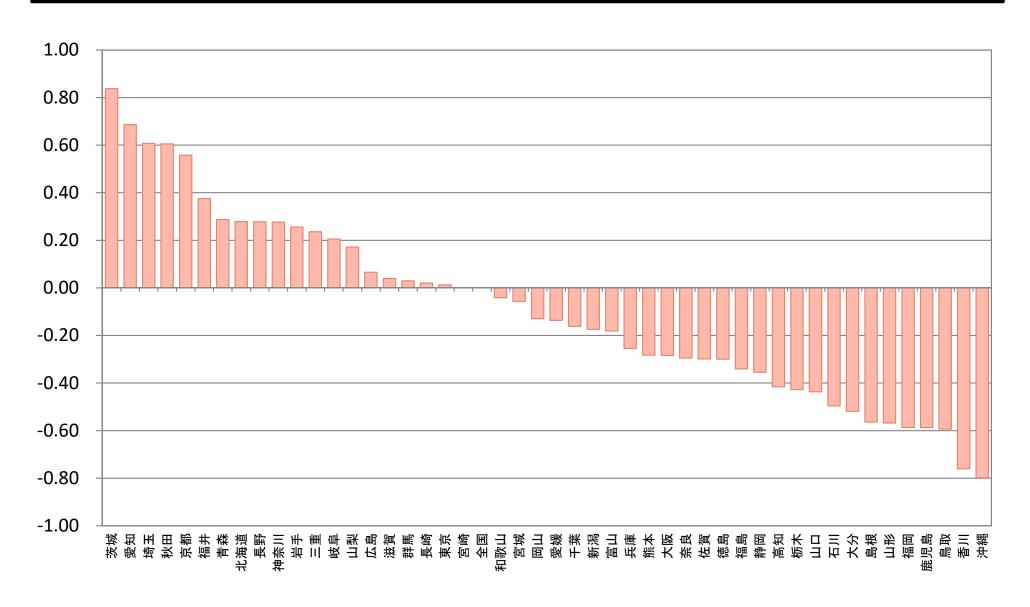
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗トロンボキサン薬の薬剤料(2017年度)



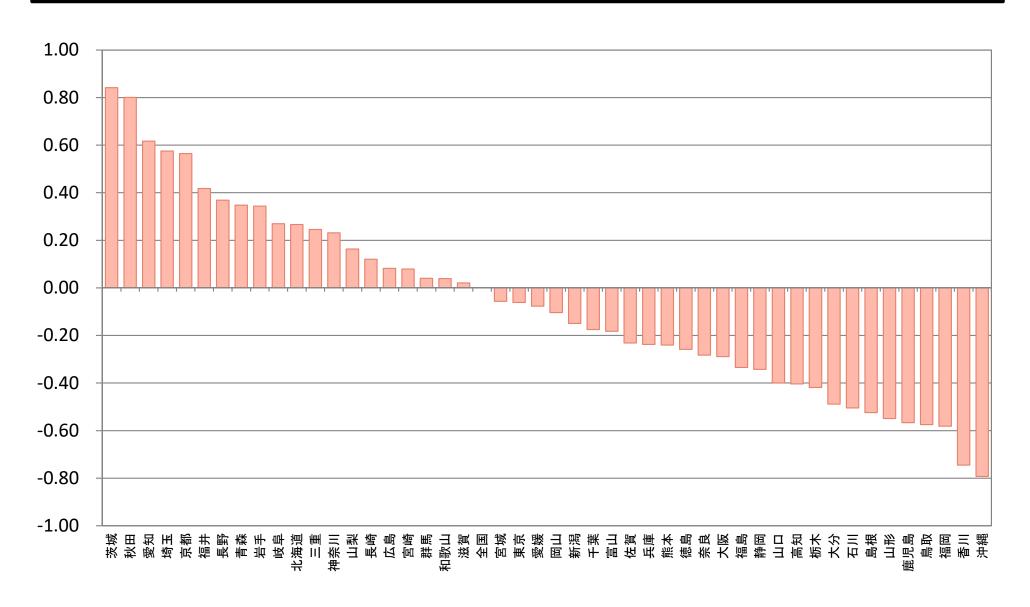
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗トロンボキサン薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

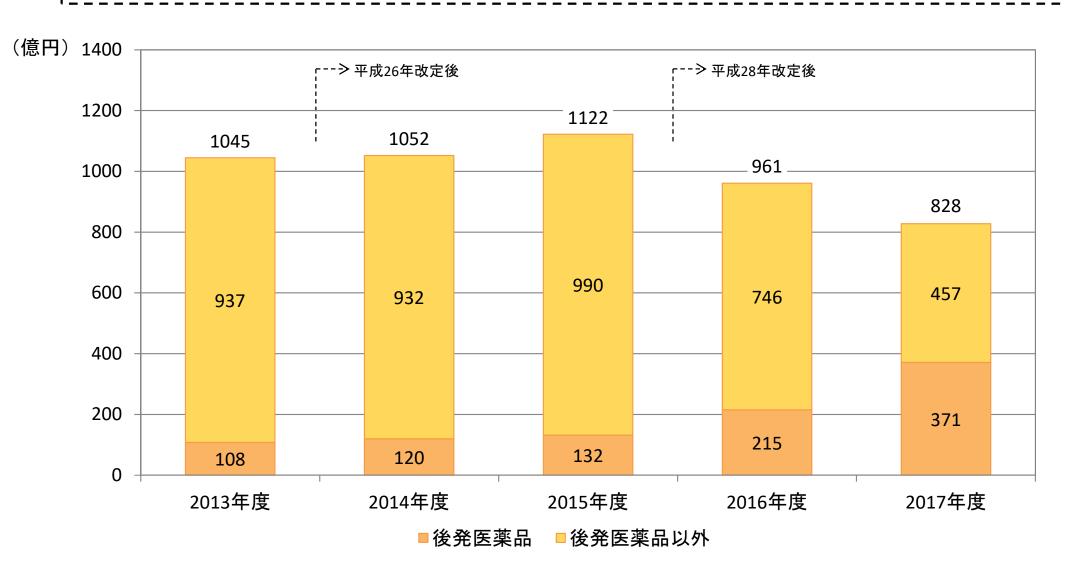
# 都道府県別処方箋1枚当たり抗トロンボキサン薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

### 抗ロイコトリエン薬の薬剤料の推移

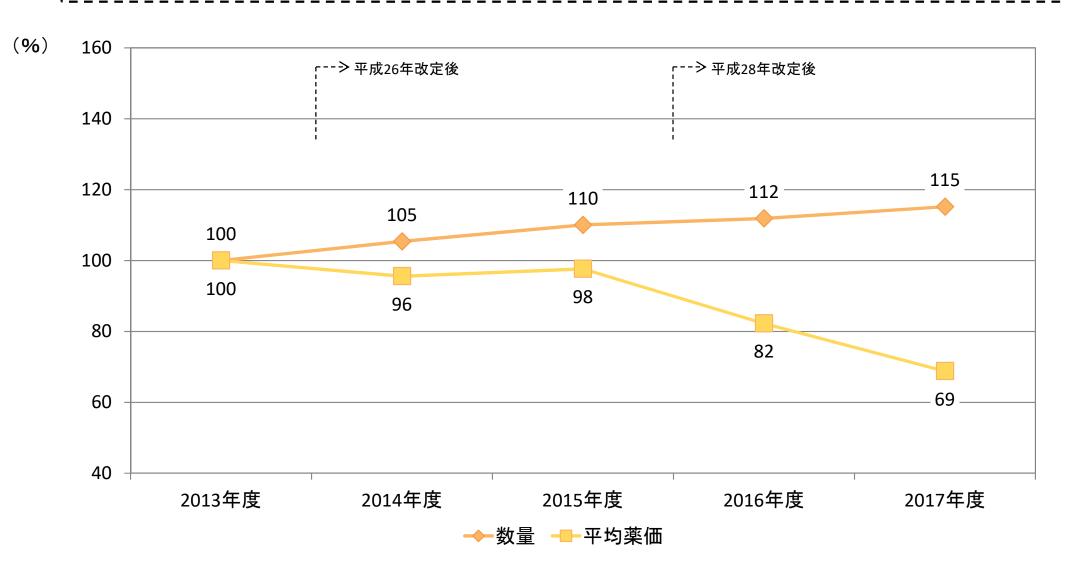
〇 2013年度以降の抗ロイコトリエン薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向であり、全体としては2017年度以降は減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

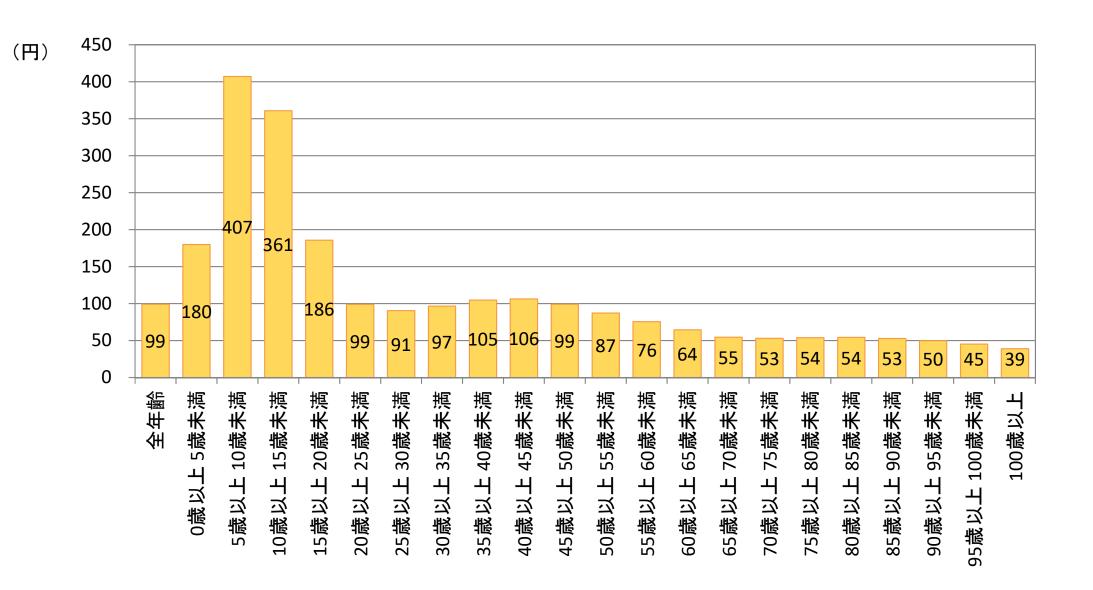
#### 抗ロイコトリエン薬の数量と平均薬価の推移

〇 2013年度以降の抗ロイコトリエン薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は低下傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

#### 年齢階級別処方箋1枚当たり抗ロイコトリエン薬の薬剤料(2017年度)

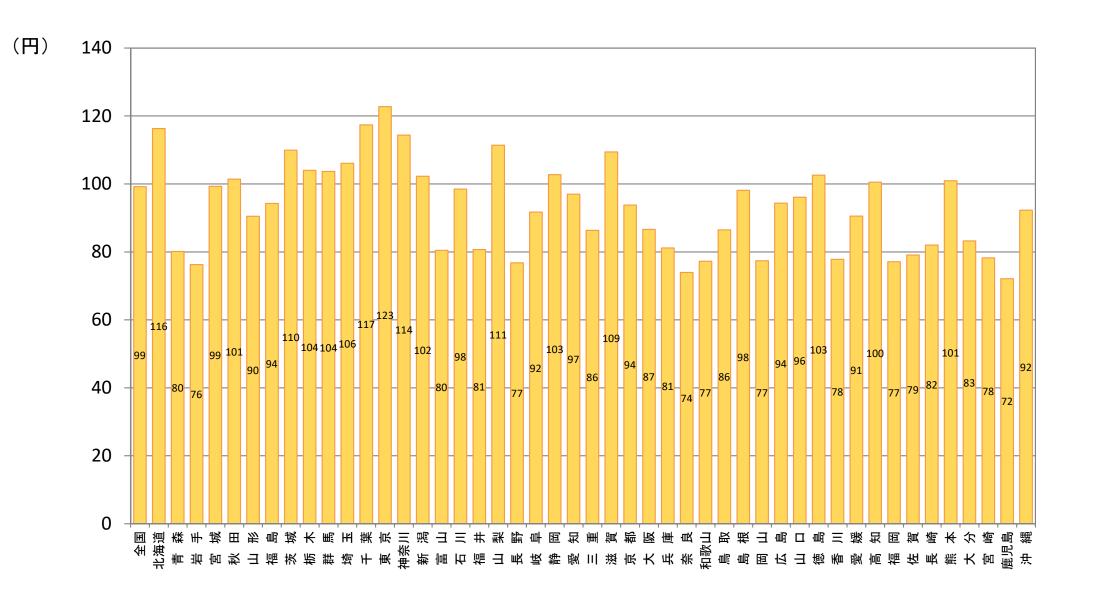


注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

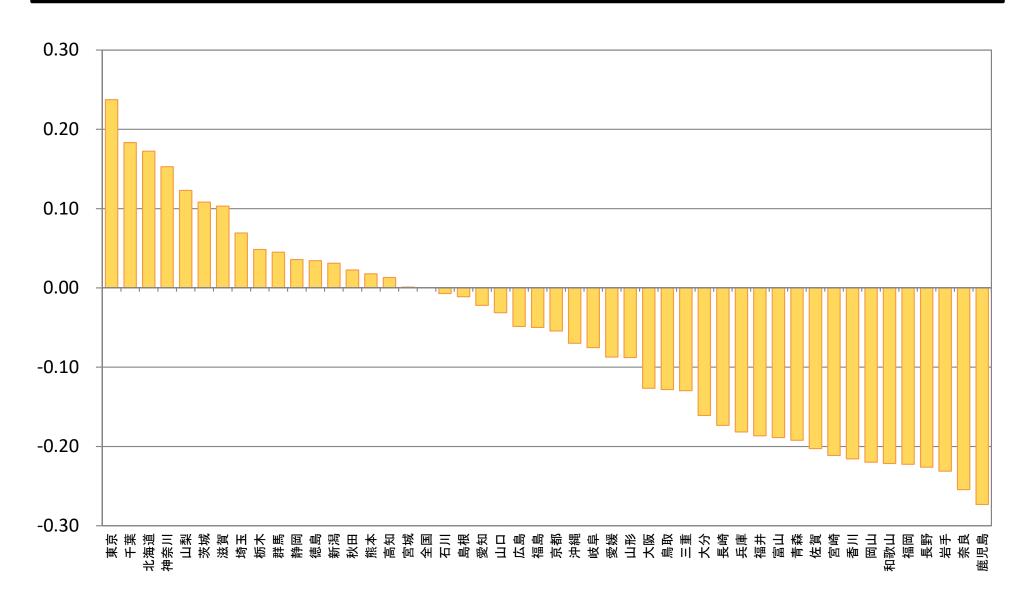
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

#### 都道府県別処方箋1枚当たり抗ロイコトリエン薬の薬剤料(2017年度)



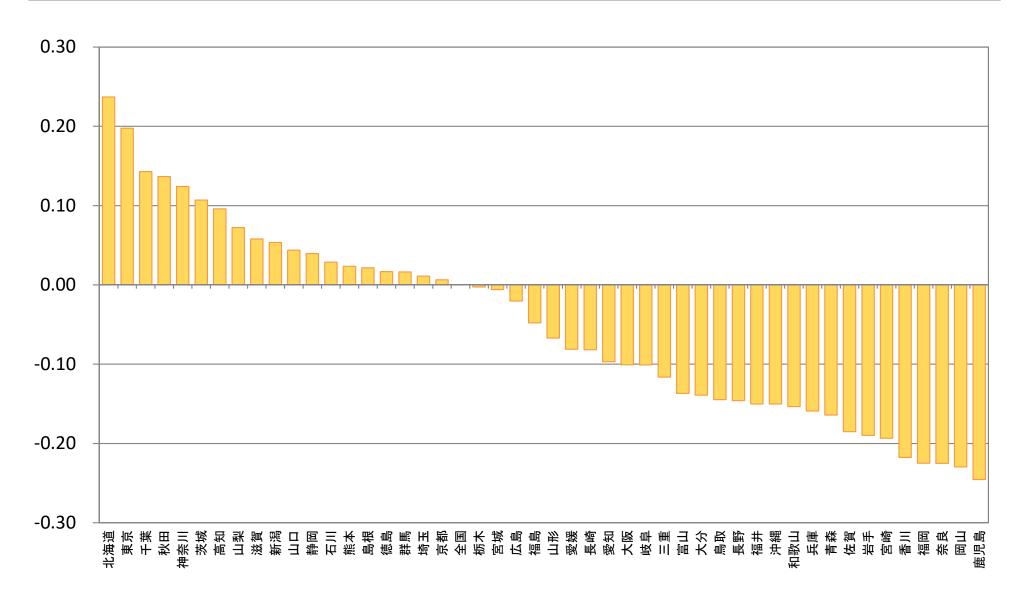
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

### 都道府県別処方箋1枚当たり抗ロイコトリエン薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

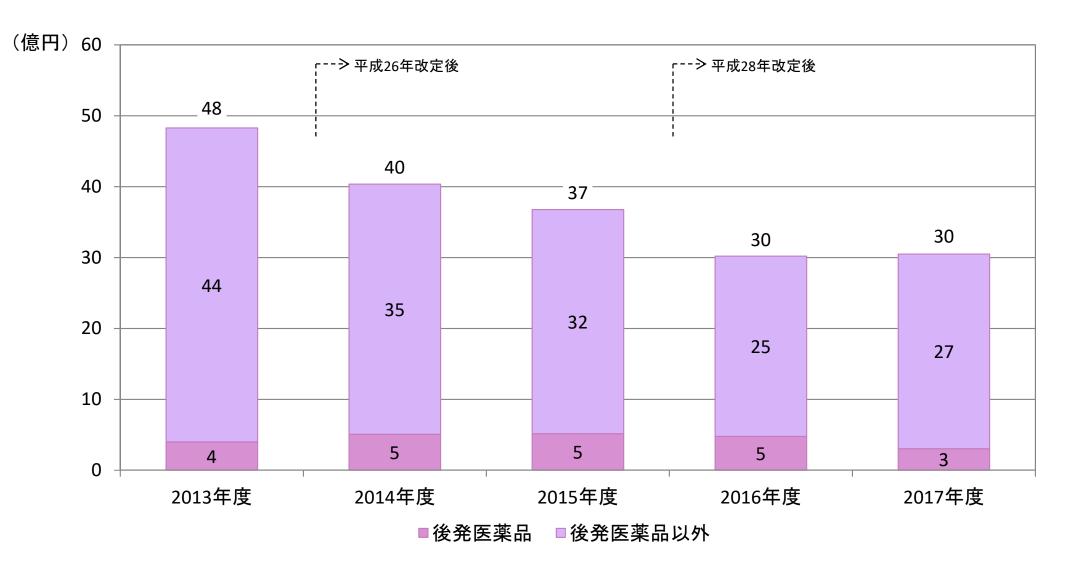
## 都道府県別処方箋1枚当たり抗ロイコトリエン薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

#### メディエータ―遊離抑制薬の薬剤料の推移

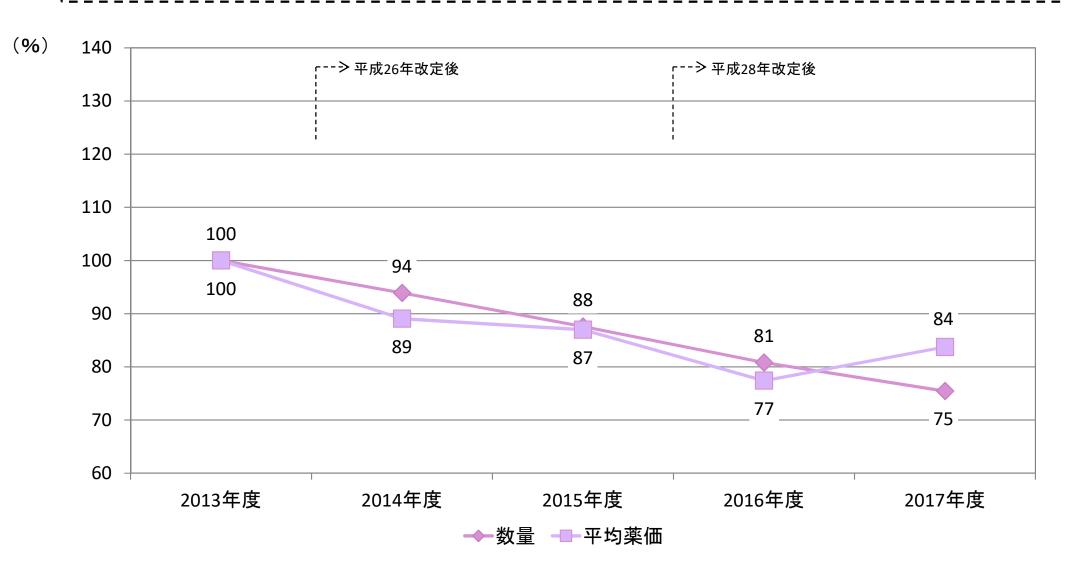
○ 2013年度以降のメディエーター遊離抑制薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむねー 定であり、全体としては減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

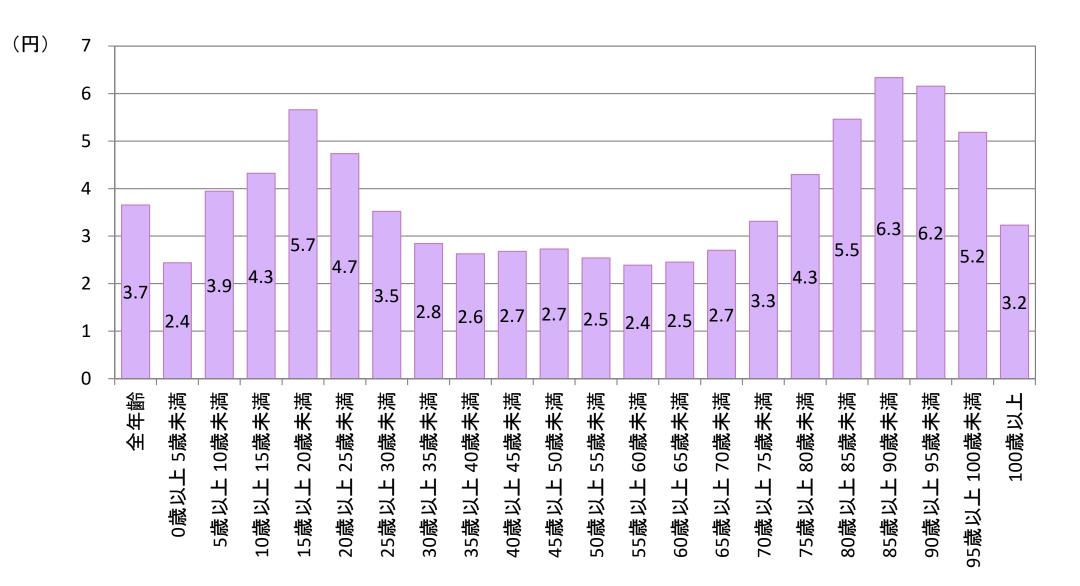
#### メディエータ―遊離抑制薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のメディエーター遊離抑制薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらもおおむね 低下傾向にあるが、平均薬価は2016年度から2017年度にかけて上昇している。



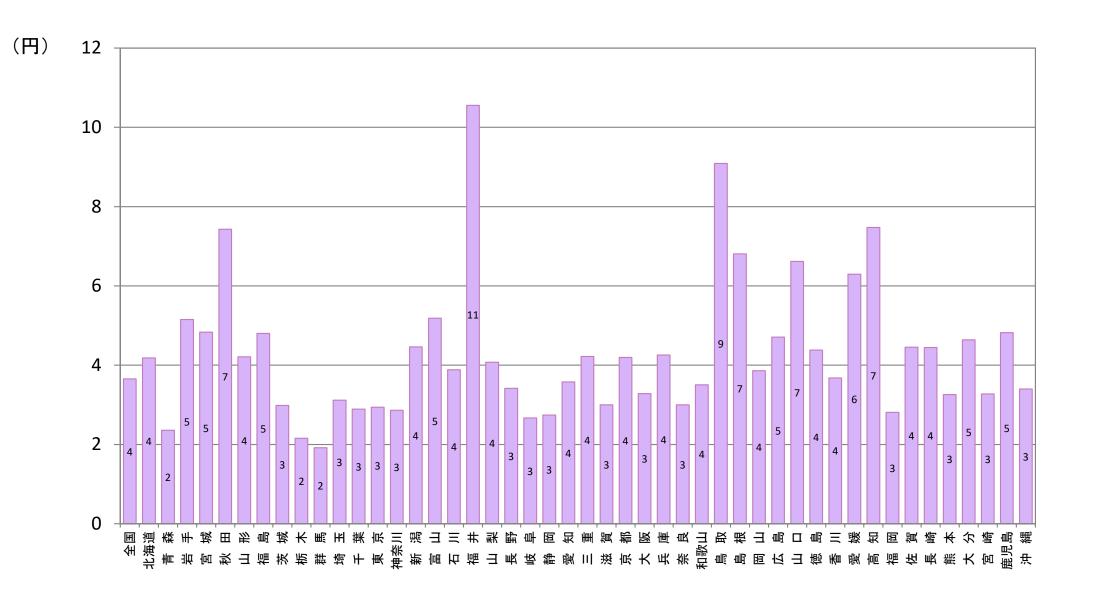
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

## 年齢階級別処方箋1枚当たり メディエーター遊離抑制薬の薬剤料(2017年度)



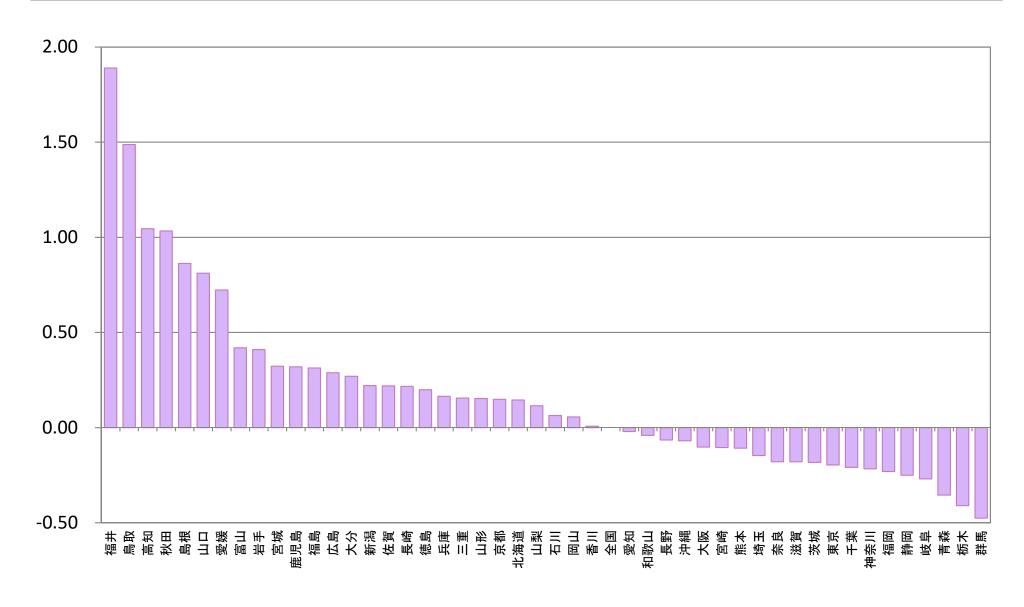
- 注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりメディエーター遊離抑制薬の薬剤料(2017年度)



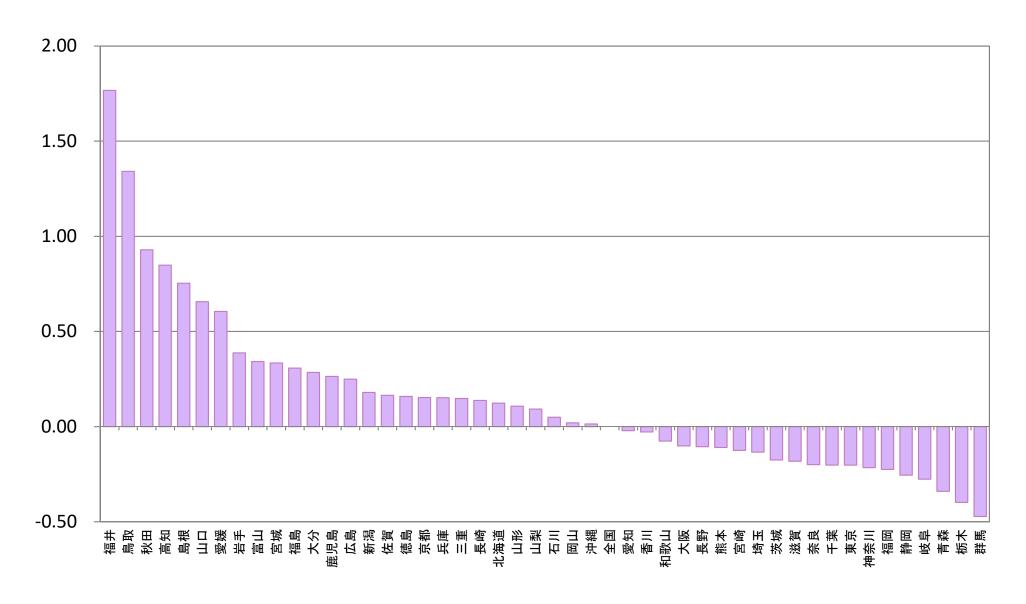
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

## 都道府県別処方箋1枚当たりメディエータ—遊離抑制薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前)(2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

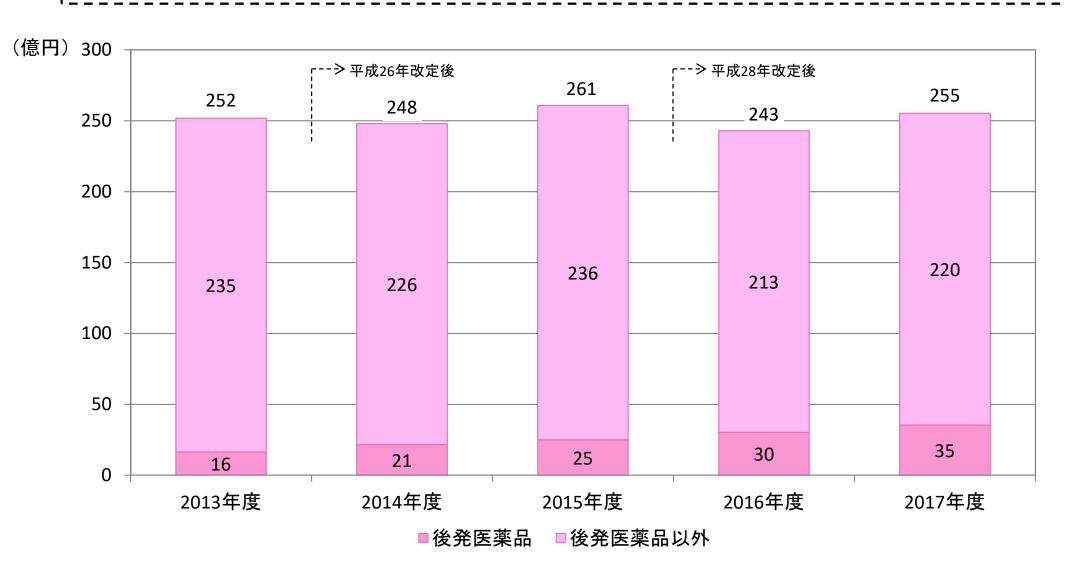
# 都道府県別処方箋1枚当たりメディエータ—遊離抑制薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後)(2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

#### 外用ステロイドの薬剤料の推移

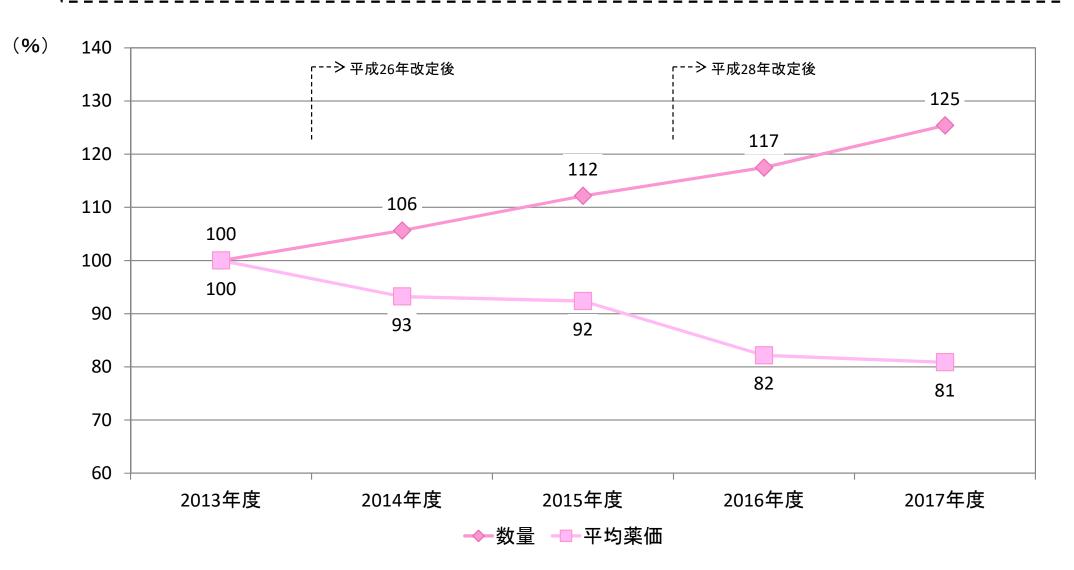
〇 2013年度以降の外用ステロイドの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向であり、全体と ¦ しては上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

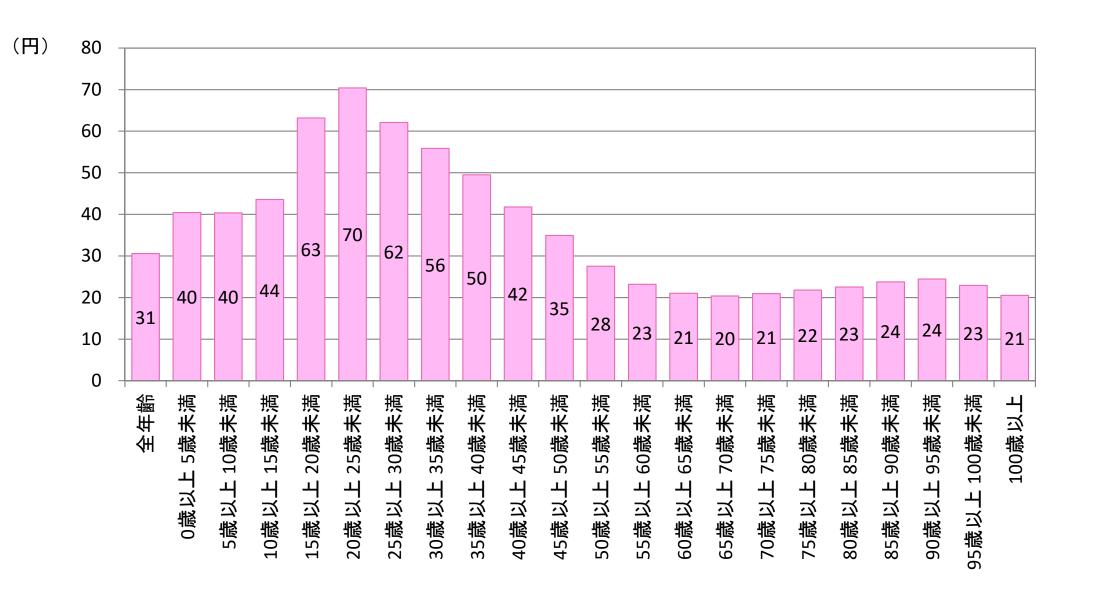
#### 外用ステロイドの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の外用ステロイドの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は低下傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

#### 年齢階級別処方箋1枚当たり外用ステロイドの薬剤料(2017年度)

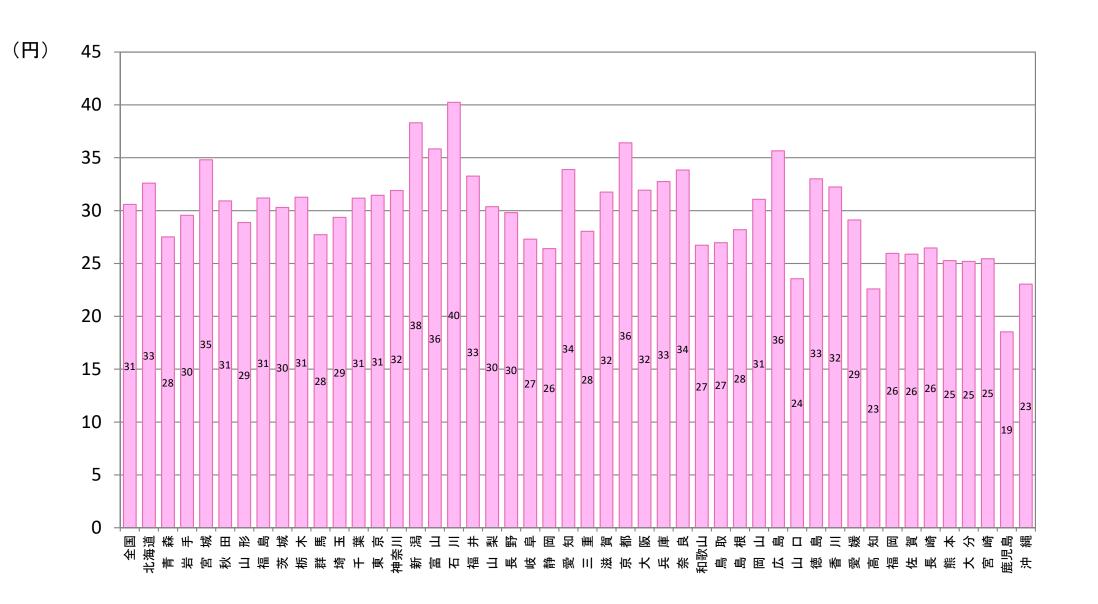


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

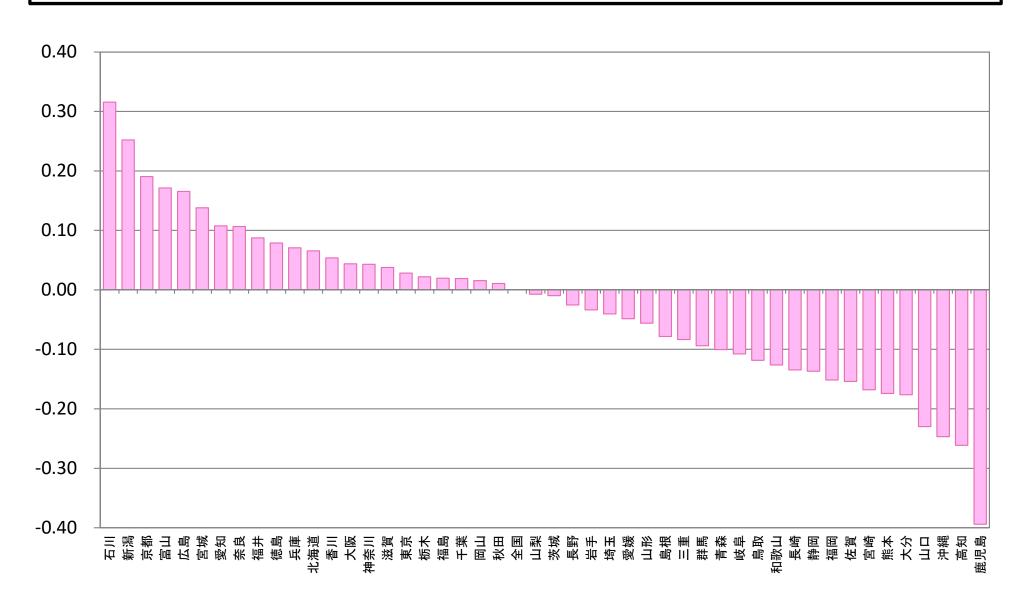
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

## 都道府県別処方箋1枚当たり外用ステロイドの薬剤料(2017年度)



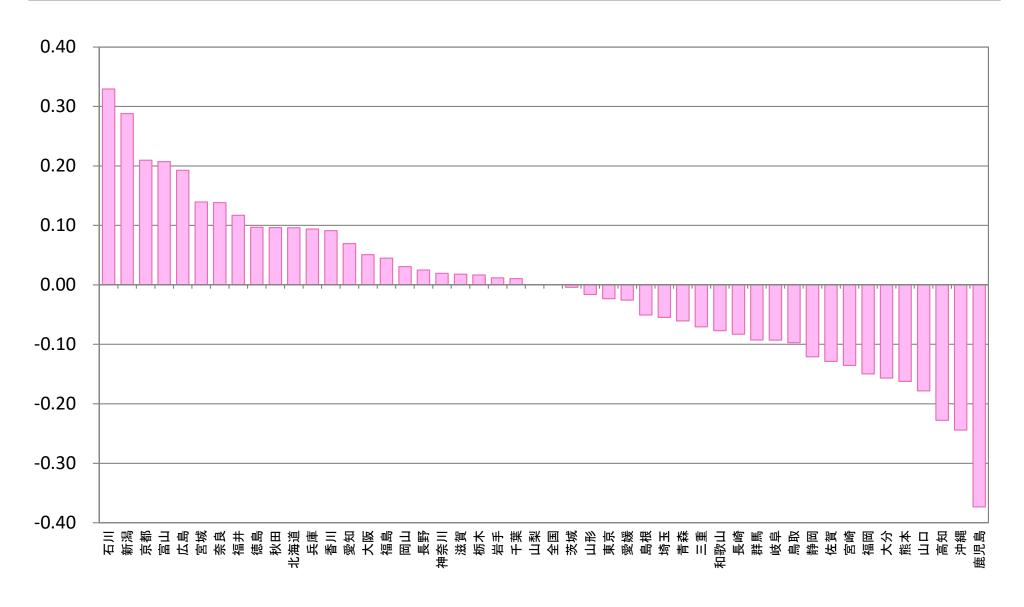
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

### 都道府県別処方箋 1 枚当たり外用ステロイドの 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



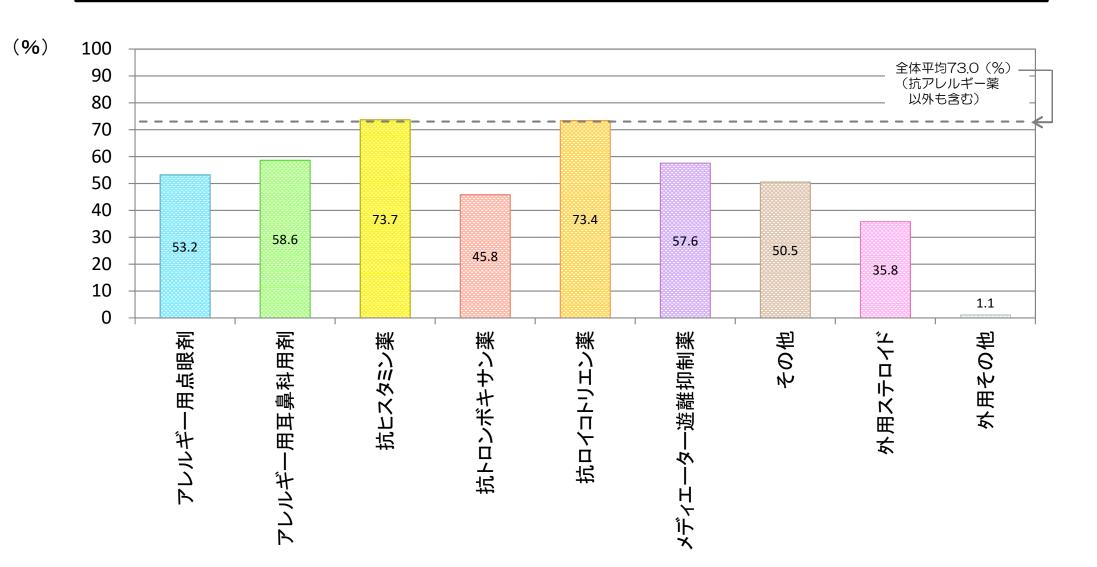
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

## 都道府県別処方箋1枚当たり外用ステロイドの 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



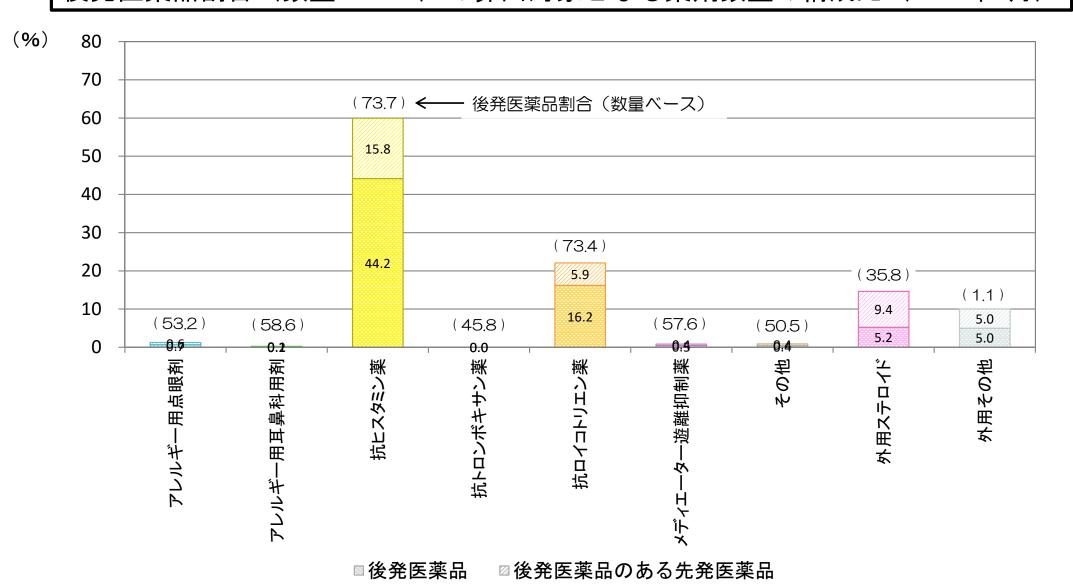
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗アレルギー薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

# 抗アレルギー薬種類別にみた 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



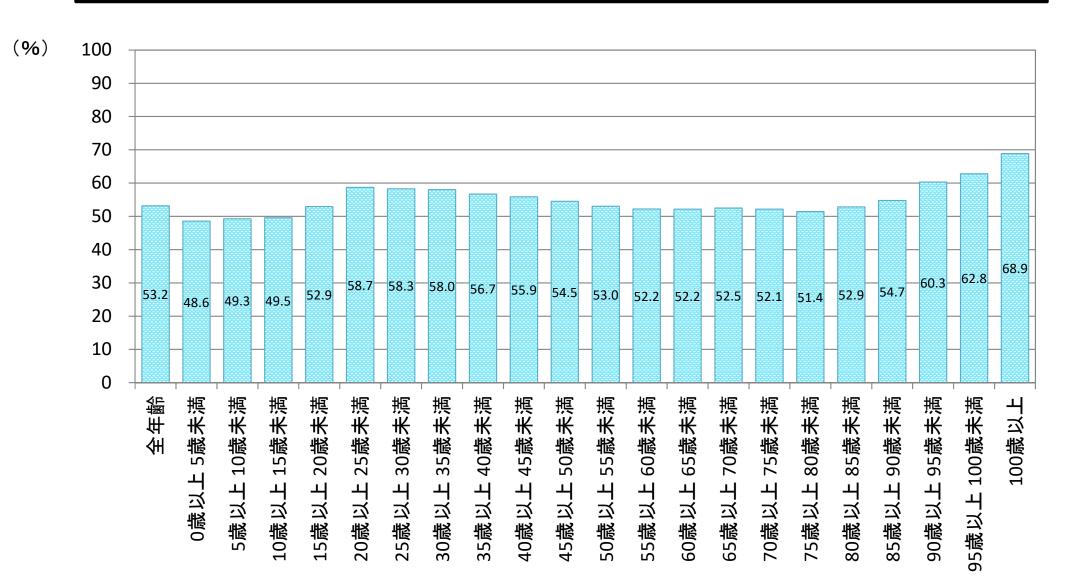
- 注1) 対象の抗アレルギー薬の種類別に集計したものである。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 抗アレルギー薬種類別にみた 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



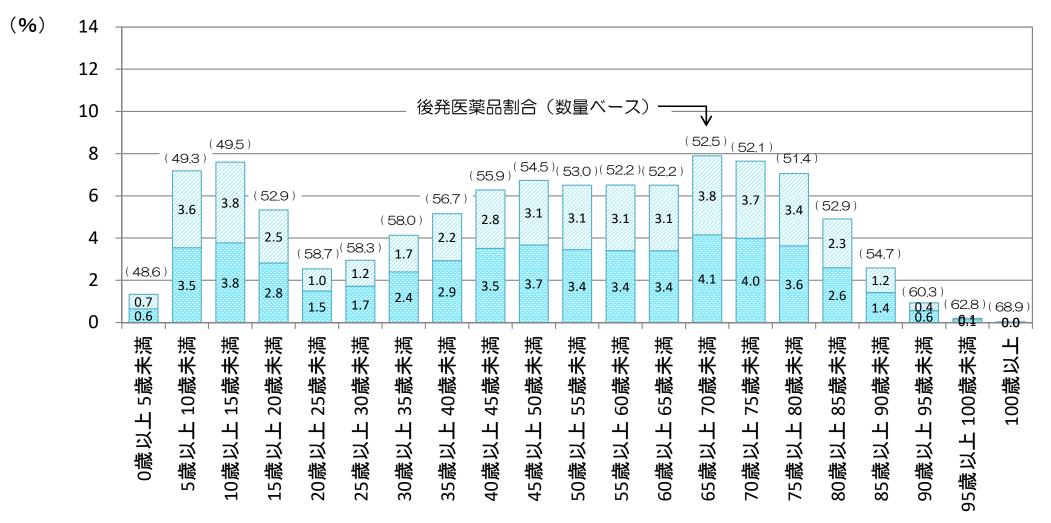
- 注1)対象の抗アレルギー薬全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する各種類別のシェアを示したものであり、抗アレルギー薬全数量を100(%)としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

## 年齢階級別アレルギー用点眼剤の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



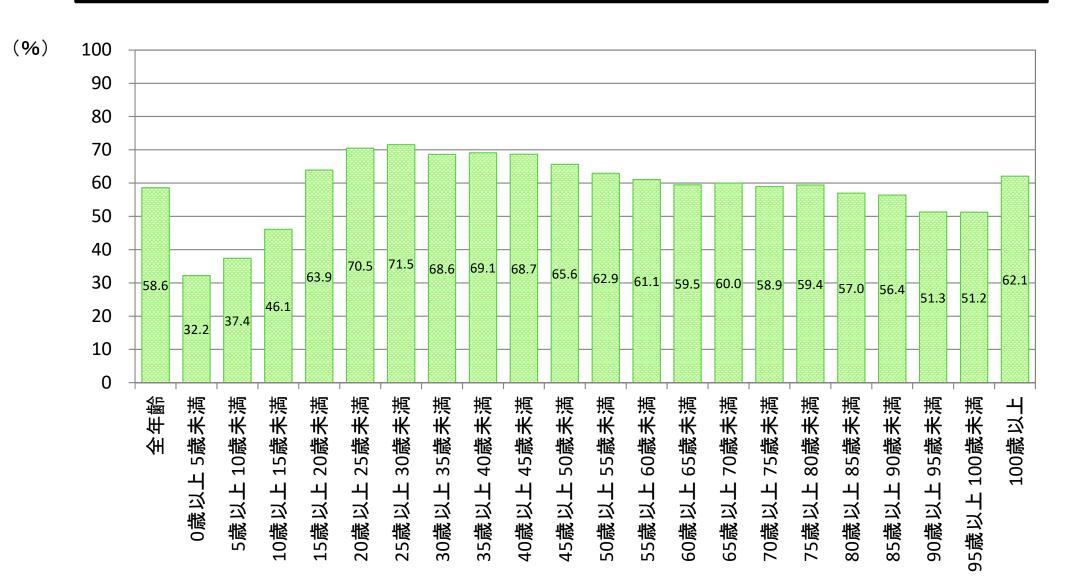
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 年齢階級別アレルギー用点眼剤の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



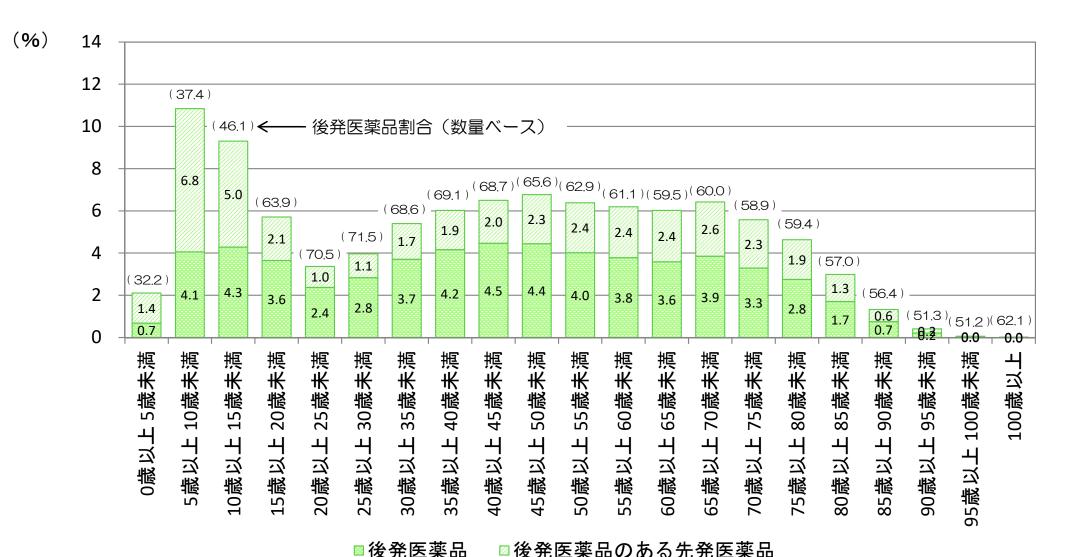
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) アレルギー用点眼剤全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

## 年齢階級別アレルギー用耳鼻科用剤の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



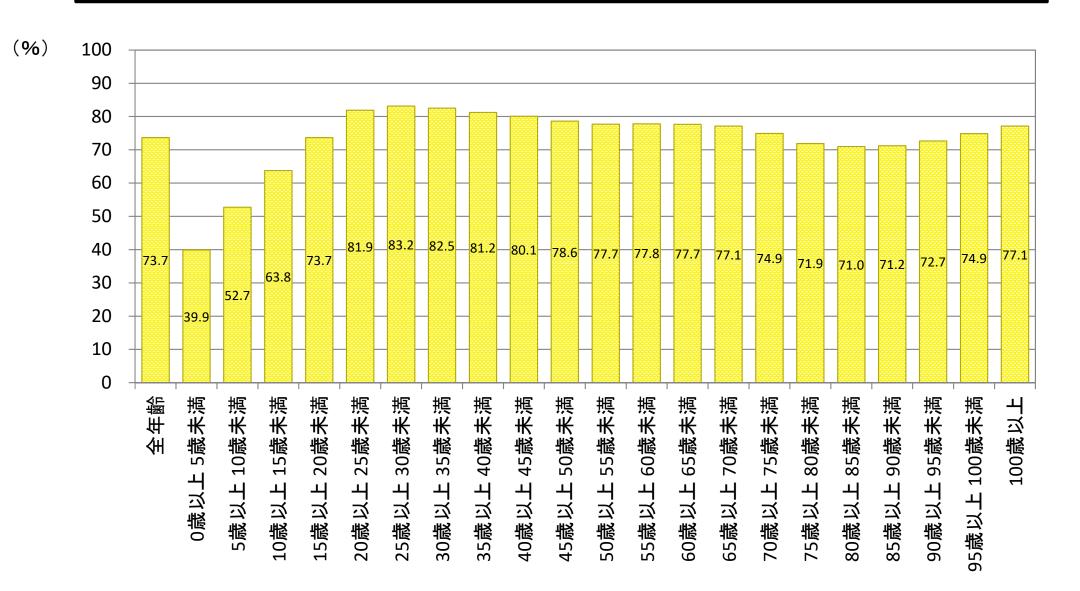
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 年齢階級アレルギー用耳鼻科用剤の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



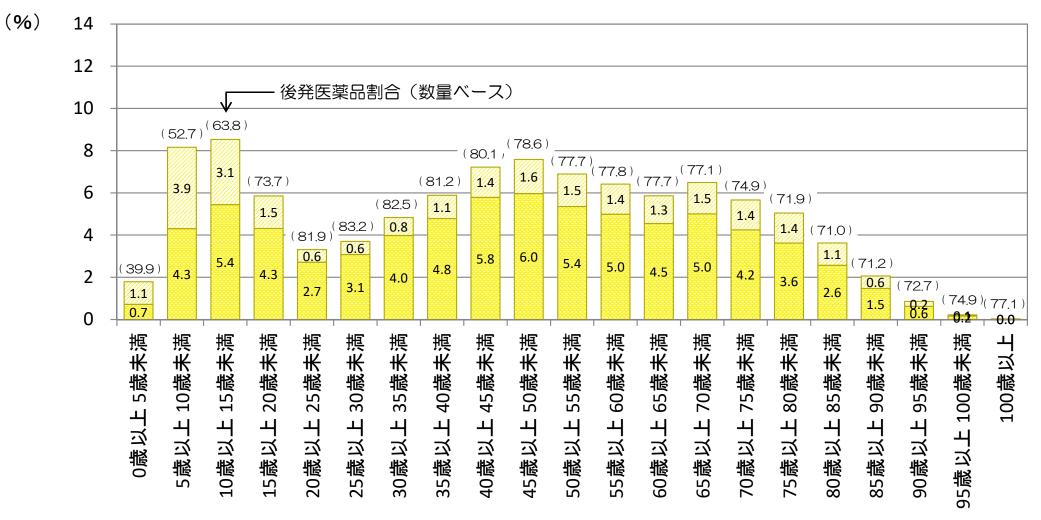
- 注1) アレルギー用耳鼻科用剤全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

## 年齢階級別抗ヒスタミン薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



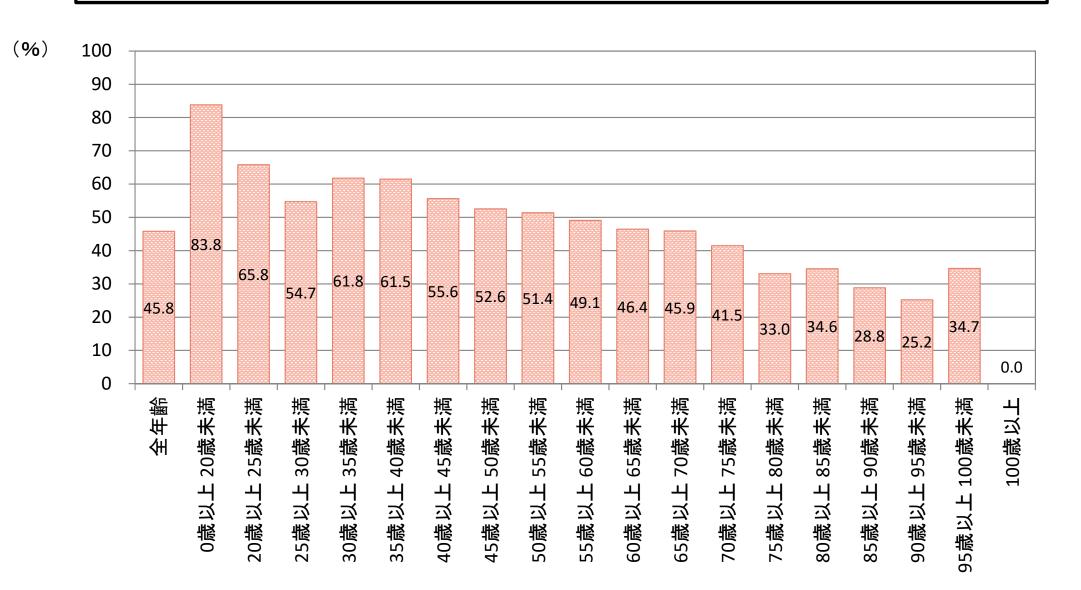
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

### 年齢階級別抗ヒスタミン薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



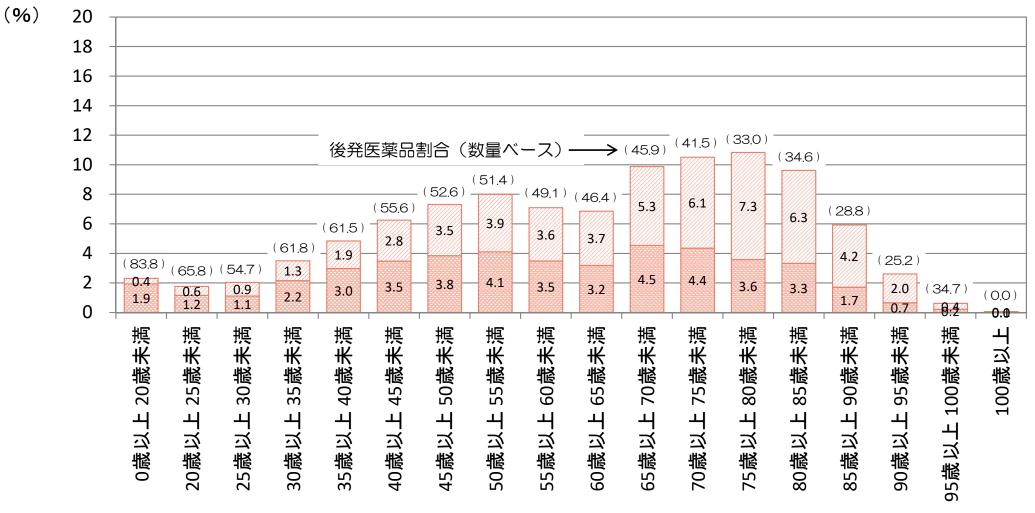
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) 抗ヒスタミン薬全数量(「後発医薬品の数量]+「後発医薬品のある先発医薬品の数量」)に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

## 年齢階級別抗トロンボキサン薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



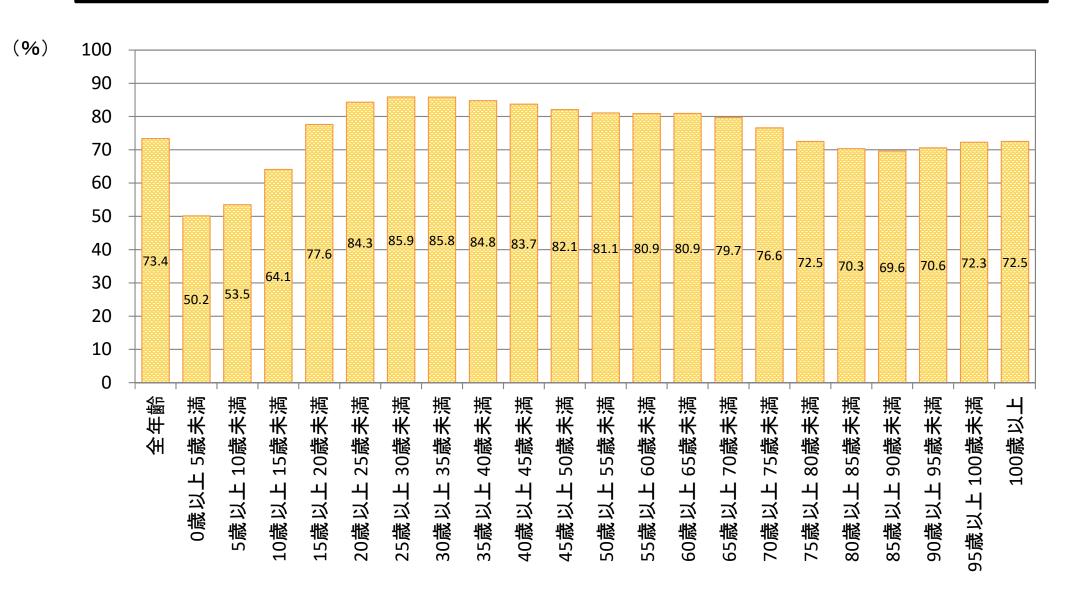
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 年齢階級別抗トロンボキサン薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



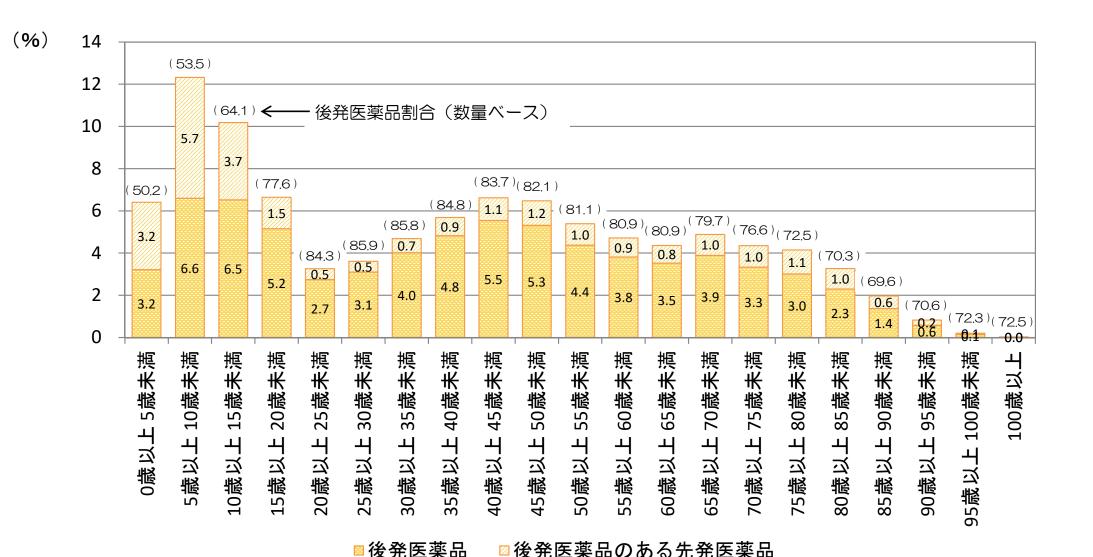
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) 抗トロンボキサン薬全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

## 年齢階級別抗ロイコトリエン薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



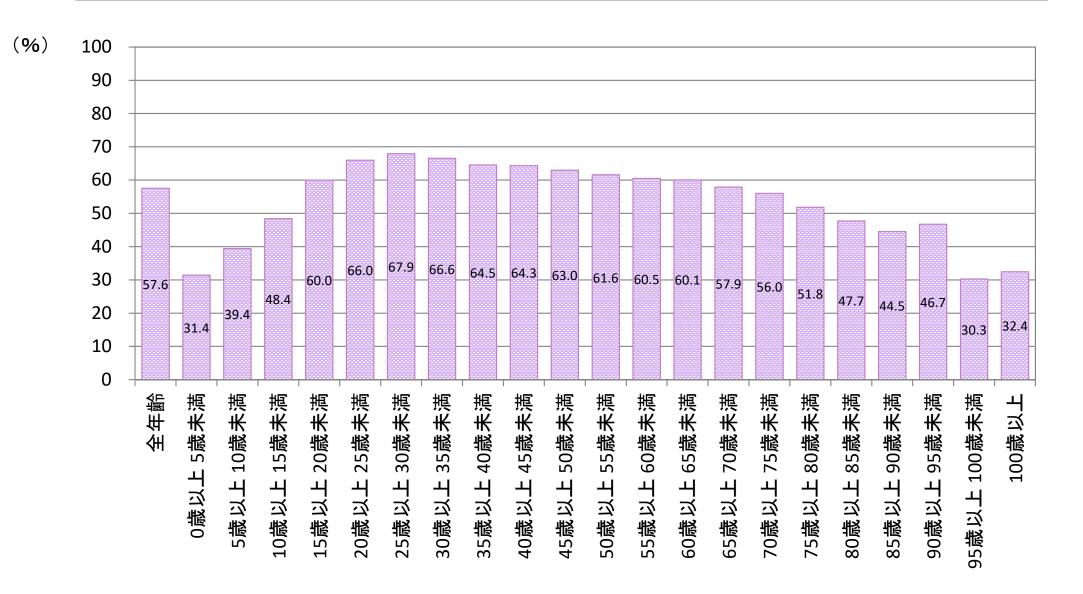
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 年齢階級別抗ロイコトリエン薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



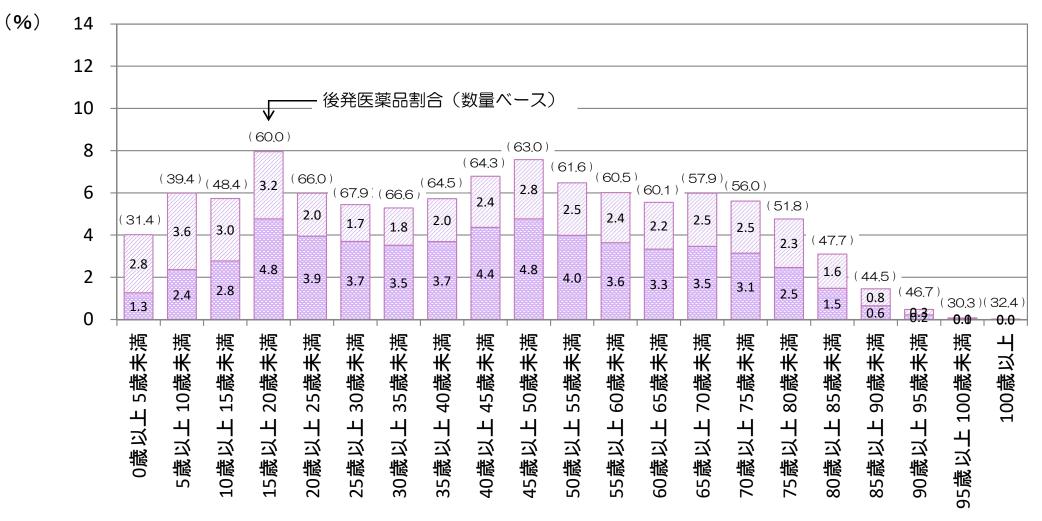
- 注1) 抗ロイコトリエン薬全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別の シェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

## 年齢階級別メディエーター遊離抑制薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



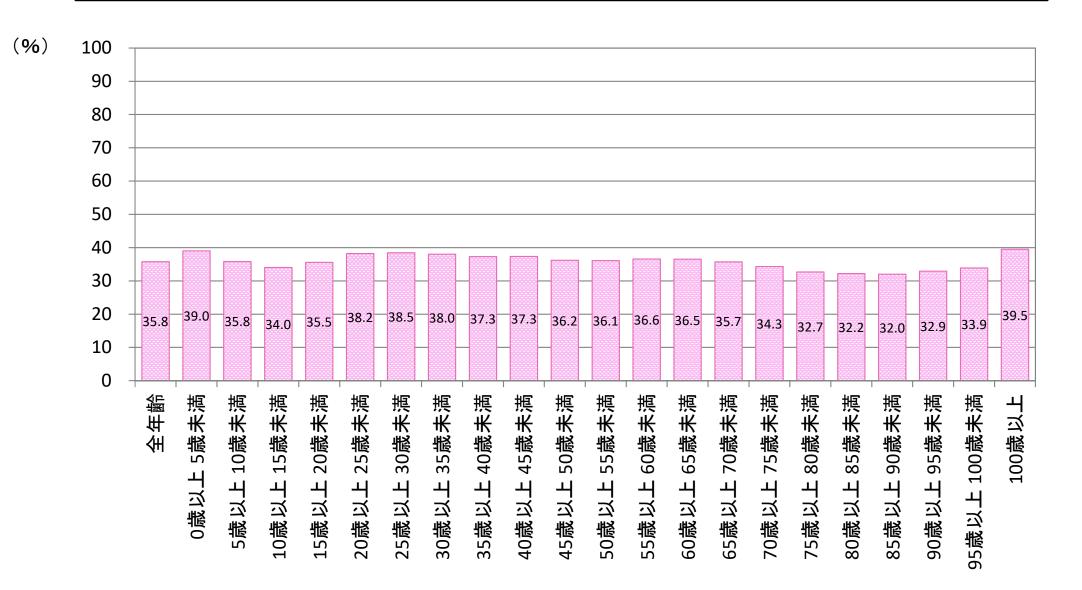
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 年齢階級別メディエーター遊離抑制薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



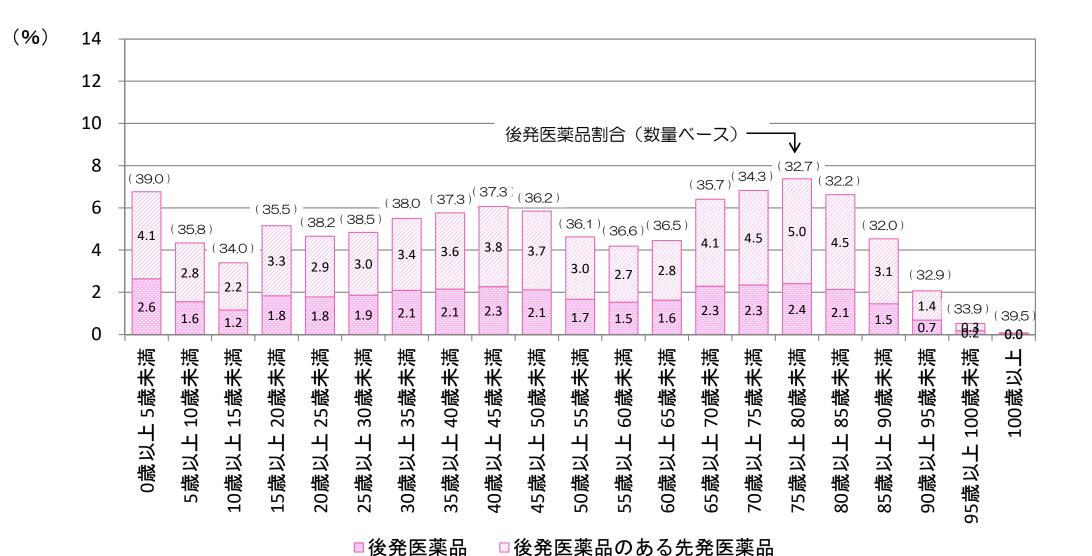
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) メディエーター遊離抑制薬全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

### 年齢階級別外用ステロイドの 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



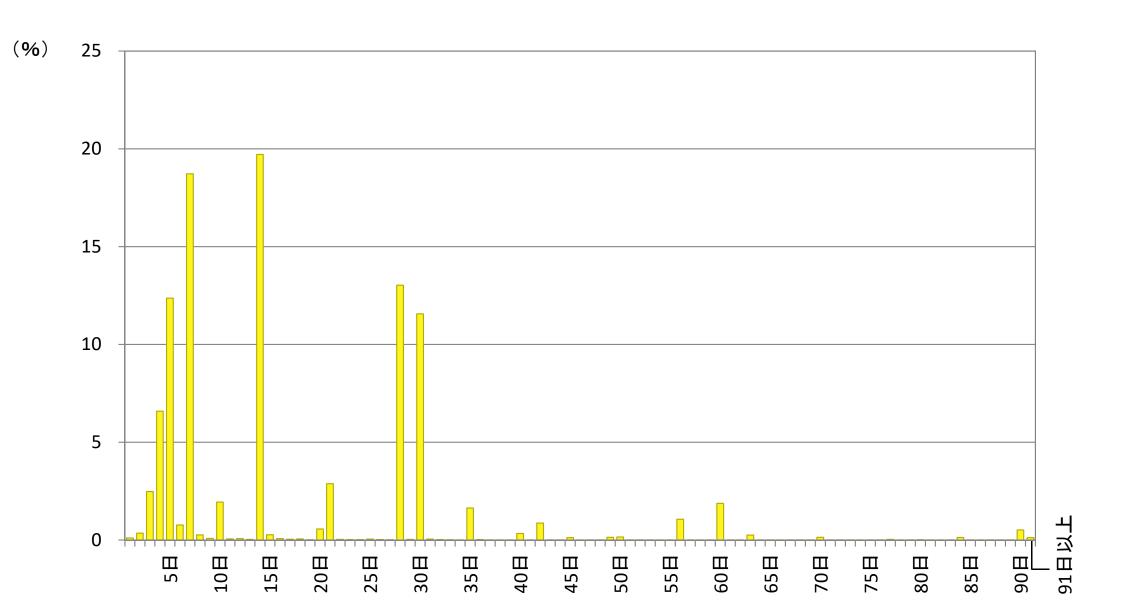
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

#### 年齢階級別外用ステロイドの 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



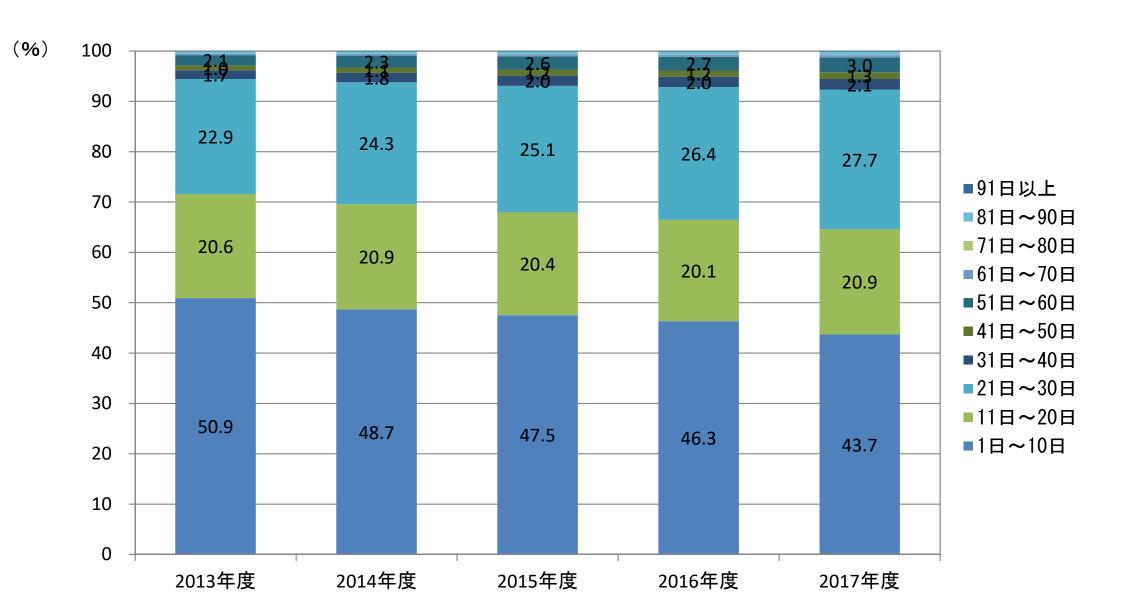
- 注1) 外用ステロイド全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

### 抗ヒスタミン薬の投薬日数の分布(2017年度)



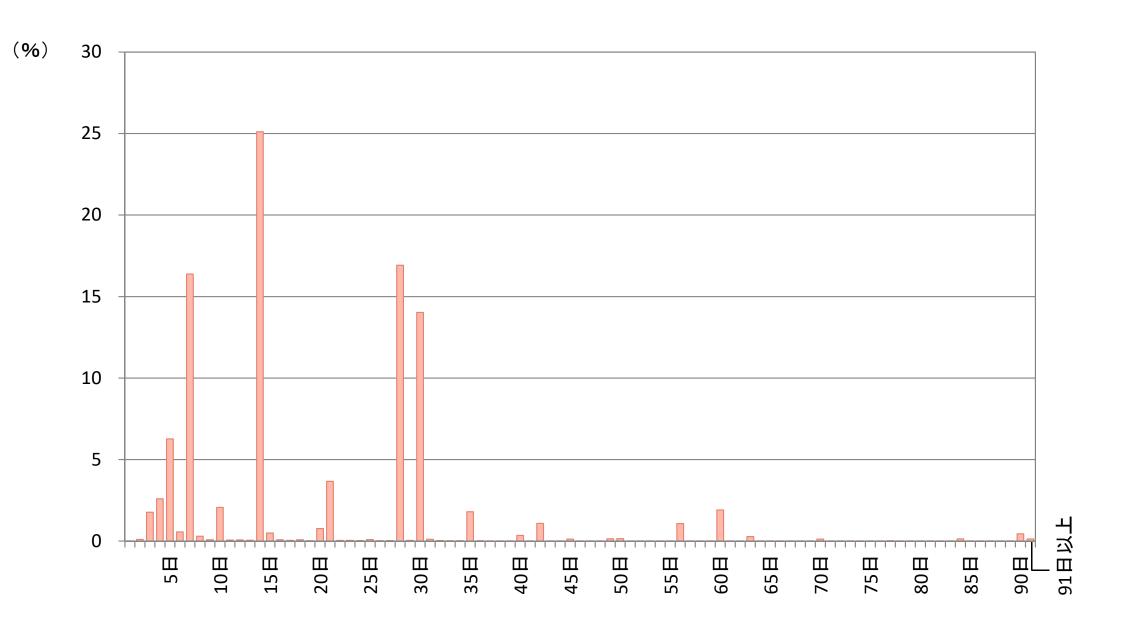
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

#### 抗ヒスタミン薬の投薬日数の分布の推移



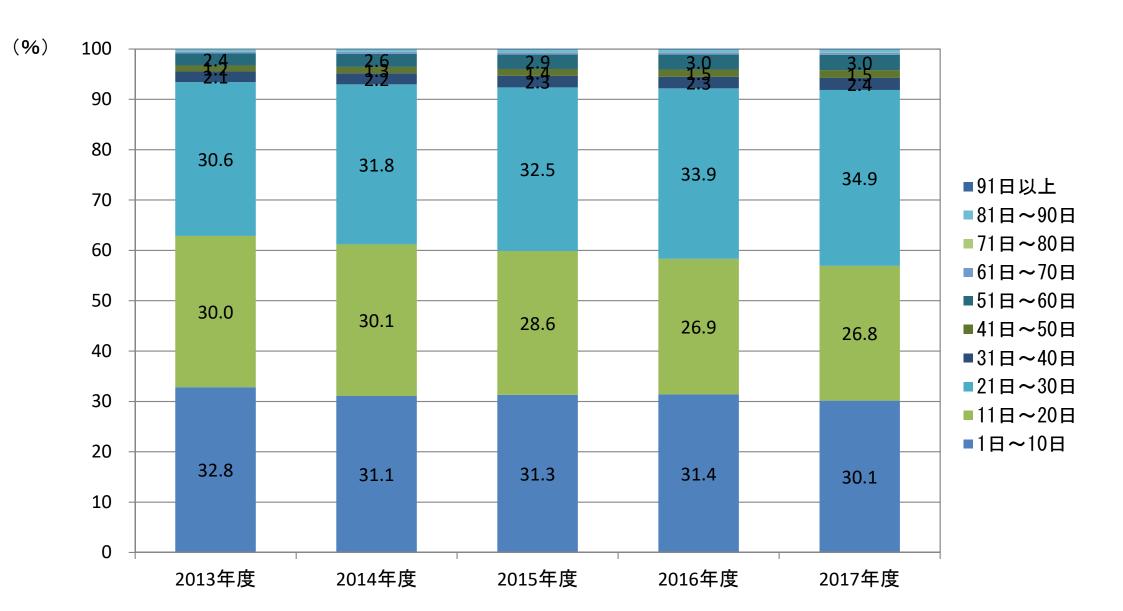
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# 抗トロンボキサン薬の投薬日数の分布(2017年度)



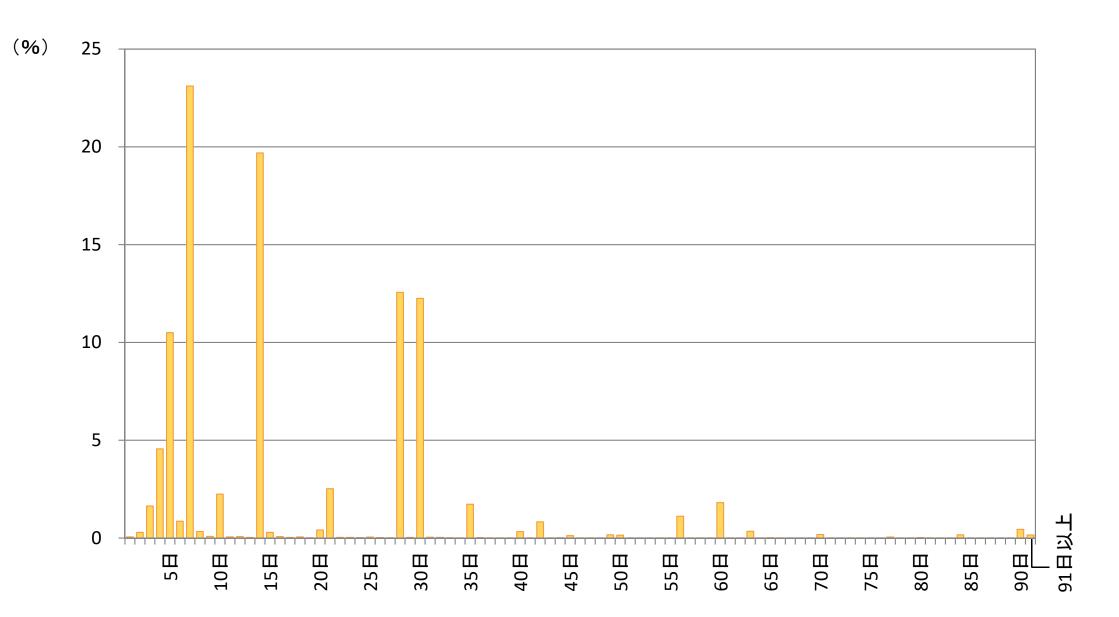
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

#### 抗トロンボキサン薬の投薬日数の分布の推移



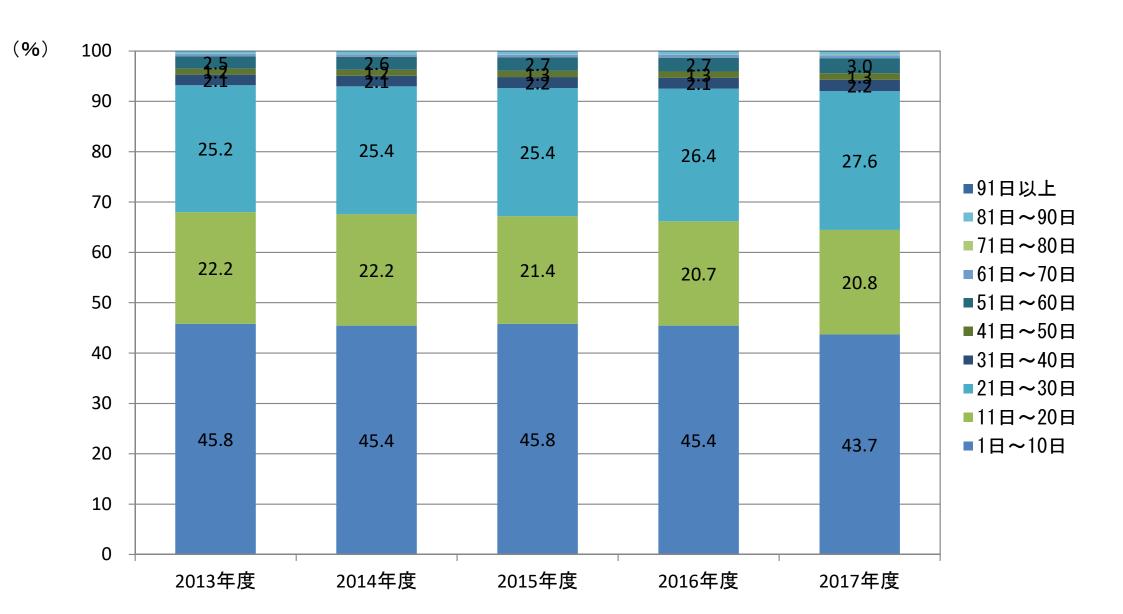
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# 抗ロイコトリエン薬の投薬日数の分布(2017年度)



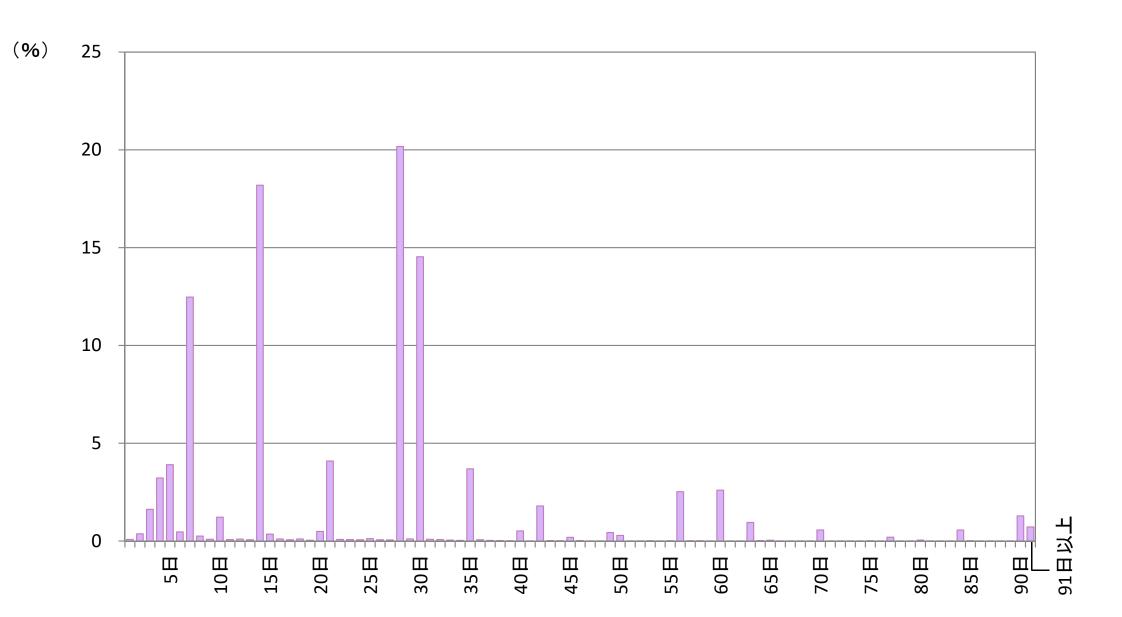
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

## 抗ロイコトリエン薬の投薬日数の分布の推移



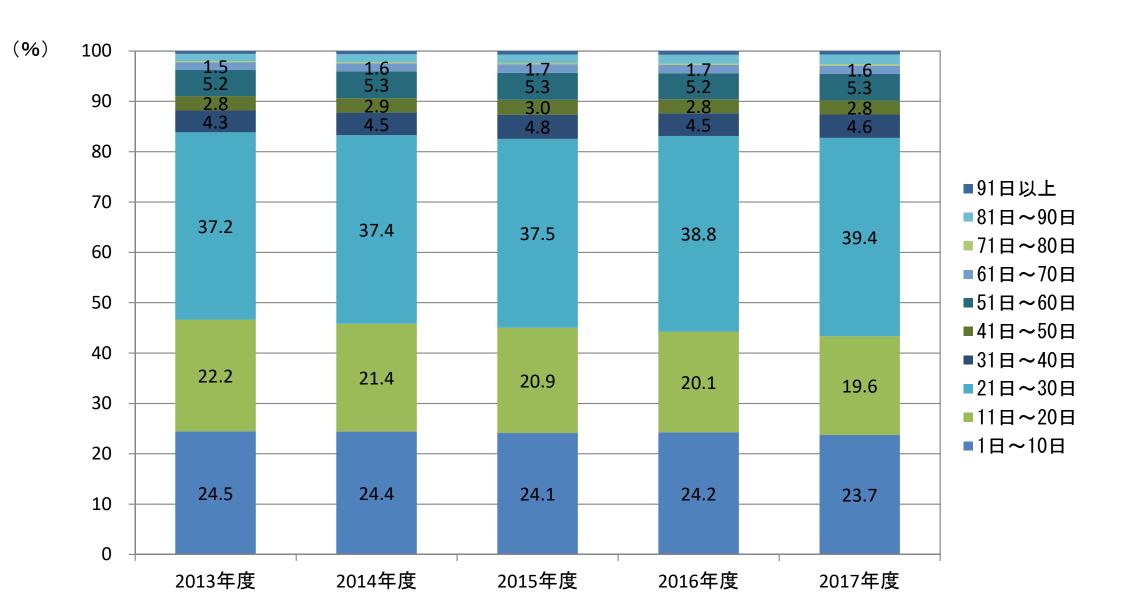
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

### メディエーター遊離抑制薬の投薬日数の分布(2017年度)



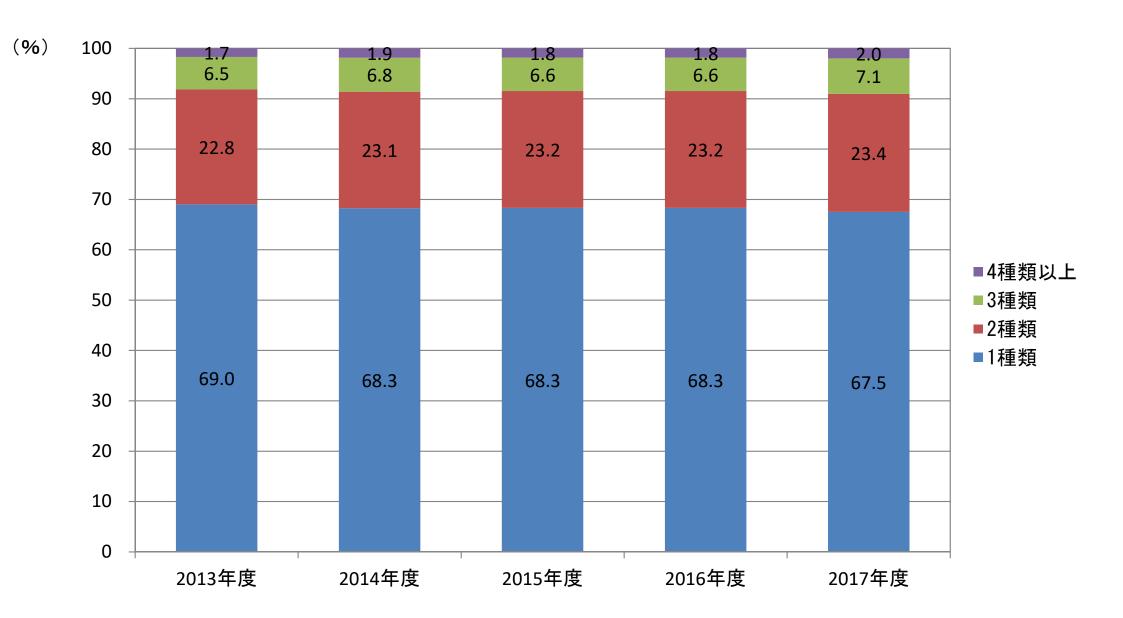
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# メディエーター遊離抑制薬の投薬日数の分布の推移



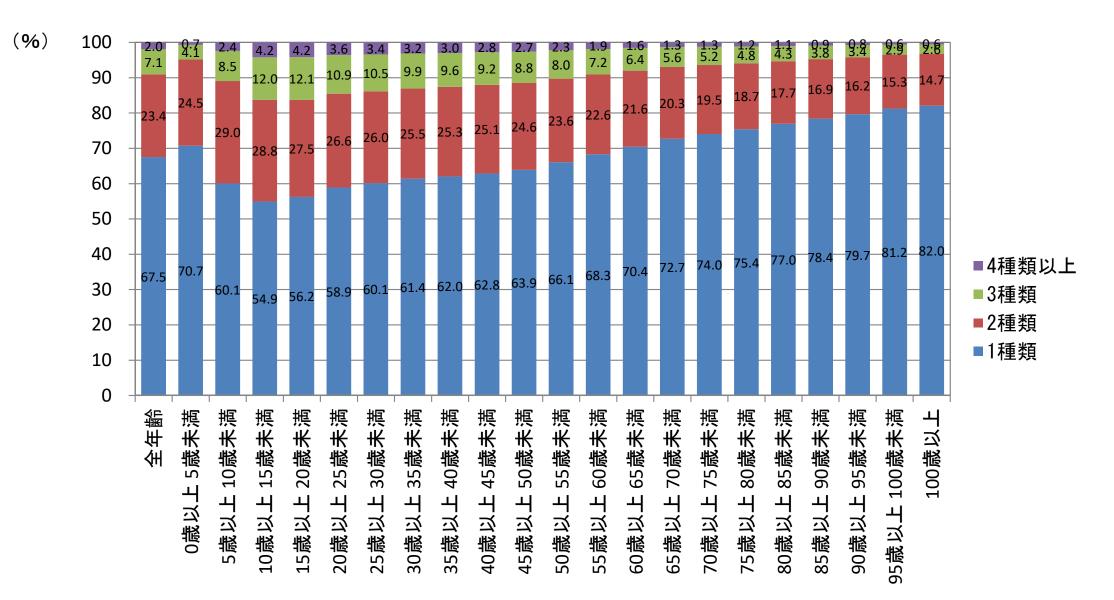
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

## 調剤(処方箋受付)毎の 抗アレルギー薬薬剤種類数の分布の推移



注1) 抗アレルギー薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。 注2) 抗アレルギー薬が調剤されていないものは含まれていない。

### 年齢階級別にみた調剤(処方箋受付)毎の 抗アレルギー薬薬剤種類数の分布(2017年度)

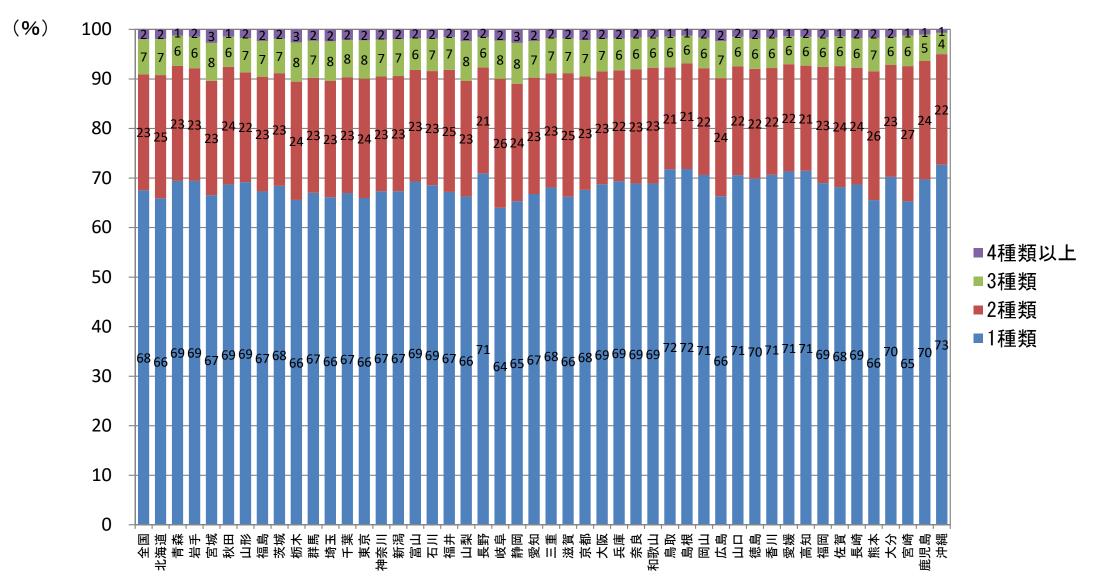


注1) 抗アレルギー薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 抗アレルギー薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

## 都道府県別にみた調剤(処方箋受付)毎の 抗アレルギー薬薬剤種類数の分布(2017年度)



- 注1) 抗アレルギー薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。
- 注2) 抗アレルギー薬が調剤されていないものは含まれていない。
- 注3)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

#### 本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai\_doukou\_topics\_h31\_04-2.xls

#### 【詳細データの内容】

詳細表 I 抗アレルギー薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度~2017年度)

詳細表Ⅱ 抗アレルギー薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度~2017年度)

詳細表皿 抗アレルギー薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)

詳細表Ⅳ 抗アレルギー薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)

詳細表 V 抗アレルギー薬種類別数量構成比(2018年3月)

詳細表VI 抗アレルギー薬薬種類別投薬日数分布推移(2013年度~2017年度)

詳細表Ⅲ 抗アレルギー薬薬剤種類数分布推移(2013年度~ 2017年度)

詳細表団 年齢階級別抗アレルギー薬薬剤種類数分布(2017年度)

詳細表区 都道府県別抗アレルギー薬薬剤種類数分布(2017年度)

詳細表X 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数) 2013年度~ 2017年度)

詳細表XI 年齢調整前後処方箋1枚当たり抗アレルギー薬薬剤料の地域差指数(2017年度)